

発行 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

日 次

〔法規的告示〕

- 保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件（金融庁七三）

〔その他告示〕

- 全国交通安全活動推進センターの代表者氏名変更の件（国家公安委一四）
- 人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とパプアニューギニア独立国政ア独立国政府との間の書簡の交換に関する件（外務二六九）
- 国立水産大学の施設及び訓練機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とパプアニューギニア独立国政府との間の書簡の交換に関する件（同二七〇）
- 肥料を登録した件（農林水産一一三五、一一三六）
- 航空運送事業の基盤強化に関する方針の一部を改正する告示（国土交通五三三）
- 運輸審議会から答申があつた件（同五三三）

六 三

内閣 消費者庁 法務省

七 一

会社その他

〔国会事項〕

- 特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があつたことの告示（兵庫県公安委一四一）

〔公 告〕

- 保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件（金融庁告示配一）
- 日本国に帰化を許可する件（法務省告示配五九）

〔官 告〕

- 裁判所 有権者申出方関係
相続、公示催告、失踪、除権決定、
破産、免責、再生関係

- 本側 望月寿信在パプア
二ユージニア大使
ジャステイン・トカ
チエンコ外務大臣

- 4 3 2 1 0
日 本 側
外務省告示第二百六十九号
令和七年六月二十日にボートモレスビーで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がパプアニューギニア独立国政府との間に行われた。
協力の目的及び内容 人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入
贈与の限度額 四億二千二百万円
贈与の供与期限 令和十四年十二月三十一日
署名者
パプアニューギニア側
二ユージニア大使
ジャステイン・トカ
チエンコ外務大臣

〔官庁報告〕

〔皇室事項〕

〔叙位・叙勲〕

〔官庁事項〕

〔法規的告示〕

〔その他の告示〕

- 登録海技免状更新講習実施機関の登録事項の変更に関する公示（国土交通省）
- 登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示（国土交通省）
- 登録海技免状失効再交付講習実施機関の登録事項の変更に関する公示（国土交通省）

- 金融庁告示第七十三号
ザ・ユナイテッド・キングダム・ミューチュアル・ステイーム・シップ・アシュアランス・アソシエーション・リミテッドより保険業法（平成七年法律第百五号）第二百九条第二号の規定による届出（同法第百八十七条第一項第四号に規定する日本における主たる店舗の変更）があつたので、同法第百八十九条後段の規定に基づき、次のとおり告示する。
- 令和七年七月十六日
金融庁長官 伊藤 豊
東京都千代田区大手町一丁目五番一号

〔その他の告示〕

- 国家公安委員会告示第二十四号
道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第八条の三十二第一項の規定により全国交通安全活動推進センターとして指定した一般財團法人日本交通安全協会から代表者の氏名の届出があつたので、交通安全活動推進センターハーに規則（平成十年国家公安委員会規則第三号）第十ニ条において準用する同規則第三条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。
- 令和七年七月十六日
國家公安委員会委員長 坂井 学
一 全国交通安全活動推進センターの代表者の氏名
二 変更前の氏名 川村 隆
二 変更後の氏名 宗岡 正二

- 金融庁告示第七十三号
ザ・ユナイテッド・キングダム・ミューチュアル・ステイーム・シップ・アシュアランス・アソシエーション・リミテッドより保険業法（平成七年法律第百五号）第二百九条第二号の規定による届出（同法第百八十七条第一項第四号に規定する日本における主たる店舗の変更）があつたので、同法第百八十九条後段の規定に基づき、次のとおり告示する。
- 令和七年七月十六日
金融庁長官 伊藤 豊
東京都千代田区大手町一丁目五番一号

○外務省告示第11百七十号 令和七年六月二十日にポートモレスビーで、國立水産大学の施設及び訓練機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がパプアニューギニア独立国政府との間に行われた。 1 協力の目的及び内容 国立水産大学の施設及び訓練機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	贈与の限度額 1111億五千五百円 贈与の供与期限 令和十七年十一月三十日 署名者 日本国側 望月寿信在パプアニューギニア大使 パプアニューギニア側 ジャスティン・トカ チエンコ外務大臣 令和七年七月十六日 外務大臣 岩屋義 農林水産省告示第1百三十五号 肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第二百一十七号)第七条第一項(同法第二百二十二条の二第六項において適用する場合を含む。)の規定に基づき、令和七年五月二十六日付けをもつて次のように肥料を登録したので、同法第二百二十二条第一項(同法第二百二十二条の二第六項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づき告示する。	4 3 2	生第109502号 化成肥料 生第109503号 化成肥料 生第109513号 液状肥料 生第109514号 化成肥料 生第109520号 化成肥料 生第109522号 液状肥料 輸第109470号 硫酸苦土肥料 輸第109479号 ひまし油かす及びその粉末 輸第109481号 副産肥料 輸第109482号 尿素 輸第109486号 化成肥料 輸第109487号 化成肥料 輸第109515号 魚かす粉末 輸第109516号 副産肥料 輸第109517号 化成肥料 輸第109518号 化成肥料 輸第109521号 副産動植物質肥料 輸第109523号 りん酸アンモニア 輸第109524号 混合りん酸肥料 輸第109525号 混合石灰肥料 輸第109526号 配合肥料 輸第109527号 配合肥料 輸第109528号 配合肥料 輸第109529号 家庭園芸用複合肥料	くみあい尿素入り高度化成400号 くみあい尿素入り窒素加里化成62号 新東液体けい酸肥料2号 苦土有機入り化成315号K 元気サプリ高度化成14号 BM有機入り液肥500号 23天然硫酸苦土 ひまし油粕9.5 副産苦土肥料60 農業用尿素J-59 DAP 7号 空散肥料3603 魚骨粉5-16 アミノ19-0-2 9-48-41燐安 9-49-41燐安 セルストロング酵母発酵物 りん安1号 ようりんケイカル6-45-27-5.5 ケイカル混合43-30-4 SKコート8号配合肥料P414 SKコート12号特号配合肥料P414 SKコート15号配合肥料P414 AGROBIZ複合液肥2号	菱東肥料株式会社 菱東肥料株式会社 新東化学工業株式会社 九鬼肥料工業株式会社 渡辺パイプ株式会社 株式会社高村有機技研 蝶理株式会社 株式会社FYC 株式会社服部 LJTrading株式会社 清和肥料工業株式会社 蝶理株式会社 セントラルグリーン株式会社 セントラルグリーン株式会社 株式会社中村商会 株式会社中村商会 株式会社ヤングフォレスト 奥村商事株式会社 シーアイマテックス株式会社 シーアイマテックス株式会社 三誠国際株式会社 三誠国際株式会社 三誠国際株式会社 株式会社ユタカグローバル	大分県大分市豊海3丁目3番1号 大分県大分市豊海3丁目3番1号 千葉県市原市八幡海岸通11番1 三重県四日市市西末広町4番17号 東京都千代田区大手町一丁目3番2号 東京都千代田区岩本町二丁目1番17号 大阪府大阪市中央区淡路町四丁目2番13号 福岡県福岡市中央区港2丁目1番5号 三重県四日市市広永町577番地 千葉県佐倉市王子台二丁目26番地12号東丘ビル202 大阪府大阪市中央区備後町四丁目3番4号 大阪府大阪市中央区淡路町四丁目2番13号 新潟県新発田市本田3418番地 新潟県新発田市本田3418番地 東京都中央区日本橋本石町三丁目1番7号 東京都中央区日本橋本石町三丁目1番7号 東京都中野区東中野五丁目24番12号 東京都江東区福住一丁目12番15号 東京都港区芝三丁目8番2号 東京都港区芝三丁目8番2号 東京都千代田区神田神保町三丁目2番1号サンライトビル701 東京都千代田区神田神保町三丁目2番1号サンライトビル701 東京都千代田区神田神保町三丁目2番1号サンライトビル701 東京都港区六本木四丁目2番50号
1 登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者、輸入業者又は登録外国生産業者及び国内管理人の名称及び住所 有効期間が3年であるもの	登録番号 肥料の種類 肥料の名称 名称 住 所 生第109485号 化成肥料 サンオルガ2772 太陽肥料株式会社 茨城県神栖市砂山4番地 生第109489号 液状肥料 コロン改良25 片倉コーポアグリ株式会社 東京都千代田区九段北一丁目8番10号 生第109499号 液状肥料 コロン改良20 片倉コーポアグリ株式会社 東京都千代田区九段北一丁目8番10号 生第109500号 配合肥料 くみあい尿素苦土炭力ル入り粒状複合575-Ca1 ホクレン肥料株式会社 北海道札幌市中央区北4条西1丁目1番地 生第109501号 配合肥料 くみあい苦土ケイカル入り粒状複合818-Cu1 ホクレン肥料株式会社 北海道札幌市中央区北4条西1丁目1番地 生第109507号 汚泥肥料 きたのしづく 札幌バイオフードリサイクル株式会社 北海道札幌市東区中沼町45番19 生第109508号 汚泥肥料 きたのみのり 札幌バイオフードリサイクル株式会社 北海道札幌市東区中沼町45番19 外第109498号 化成肥料 Nova Calphos Rotem Amfert Negev LTD. イスラエル国アラヴァミショールローテム ICL JAPAN株式会社 (国内管理人) 東京都文京区後楽二丁目2番22号					
有効期間が6年であるもの	登録番号 肥料の種類 肥料の名称 名称 住 所 生第109472号 家庭園芸用複合肥料 TY液肥605号 中島商事株式会社 愛知県豊明市沓掛町石畑158番地 生第109478号 化成肥料 微量要素入り高度化成250号 東豊株式会社 大阪府大阪市中央区備後町四丁目3番4号 生第109484号 被覆窒素肥料 くみあい40被覆尿素JコートS180 ジェイカムアグリ株式会社 東京都千代田区神田須田町二丁目6番6号					

2 保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて総覽に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

○農林水産省規則第44号川口十

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和11年法律第百117号）第七条第1項の規定に基づき、令和7年6月10日付で以下のとおりに肥料を登録したので、同法第14条第1項の規定に基づき、告示する。

令和7年6月10日

農林水産大臣 小泉進次郎

1 登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者、輸入業者又は登録外国生産業者及び国内管理人の名称及び住所

有効期間が3年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名 称	住 所
生第109506号	化成肥料	小野田化成肥料1号	小野田化学工業株式会社	東京都港区海岸一丁目15番1号
生第109510号	混合堆肥複合肥料	混合堆肥複合肥料512号	朝日アグリア株式会社	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地
生第109535号	化成肥料	苦土マンガンほう素有機入り化成肥料186号K	九鬼肥料工業株式会社	三重県四日市市西末広町4番17号

有効期間が6年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名 称	住 所
生第109511号	液状肥料	液状肥料22号	朝日アグリア株式会社	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地
生第109534号	液状肥料	DiNAプロリンV	ロイヤル インダス トリーズ株式会社	東京都狛江市和泉本町1丁目15番19号
生第109536号	化成肥料	有機入り化成050	日東エフシー株式会社	愛知県名古屋市港区いろは町1丁目23番地
生第109541号	液状肥料	イールドパワー モデル二価	有限会社エーリン	大阪府大阪市福島区玉川四丁目10番19号シンセイビル33号室
生第109543号	液状肥料	有機入り液肥2-4-5	玉名化学株式会社	熊本県玉名郡玉東町大字白木987番地の1
生第109550号	液状肥料	有機入り液肥5-4-3	玉名化学株式会社	熊本県玉名郡玉東町大字白木987番地の1
生第109555号	液状肥料	発育王	株式会社 エイ・シー・エム	東京都墨田区両国四丁目8番10号
生第109559号	家庭園芸用複合肥料	K-SAP	ラサ晃栄株式会社	東京都千代田区内神田二丁目6番8号
輸第109509号	被覆窒素肥料	被覆尿素35.0	ラクトップ有限会社	大阪府大阪市西区新町一丁目8番6号
輸第109512号	硫酸アンモニア	20.8硫安	叶産業株式会社	大阪府大阪市中央区伏見町二丁目6番6号
輸第109545号	化成肥料	りん酸尿素	ハイケム株式会社	東京都港区虎ノ門一丁目3番1号
輸第109546号	りん酸加里	りん酸一加里	ハイケム株式会社	東京都港区虎ノ門一丁目3番1号
輸第109547号	尿素	尿素 45.0	阪和興業株式会社	大阪府大阪市中央区伏見町四丁目3番9号

輸第109548号 熔成りん肥 18.0熔成りん肥 有限会社キャピタル・イチ・マル・ロク

輸第109554号 化成肥料 PKケイ酸6-4-33-22.5-5 シーアイマテックス 株式会社

輸第109556号 化成肥料 17-46-37燐安 株式会社中村商会

輸第109557号 化成肥料 16.5-46-37燐安 株式会社中村商会

輸第109558号 家庭園芸用複合肥料 AGROBIZ複合液肥1号 株式会社ユタカグローバル

輸第109560号 りん酸アンモニア りん安18-46 株式会社ファイマテック

2 保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて総覽に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

○国土交通省規則第44号川口十一

航空法（昭和11年法律第百111号）第百十一条の七第五項の規定に基づき、航空運送事業の基盤強化に関する方針（令和1年国土交通省告示第五百四十八号）の一部を次のとおり改正する。

令和7年7月10日

国土交通大臣 中野 洋昌

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍縁を付した部分を(略)に順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍縁を付した部分のよう改める。

改 正 後	改 正 前
航空運送事業基盤強化方針 (略)	航空運送事業基盤強化方針 (略)
第一 航空運送事業の基盤強化の意義及び目標に関する事項 航空会社（法第111条の7第2項に規定する定期航空旅客運送事業者をいう。以下同じ。）は、かつてない苦境に立たされた。航空需要は、世界規模での新型コロナウイルス感染症拡大による移動抑制や水際対策などの影響を大きく受け、1回目の緊急事態宣言下の2020年5月には、国内線・国際線ともに前年比90%超の減少という極めて厳しい状況となったが、その後も相次ぐ変異株の出現等により、旅客需要の回復が想定以上に遅れ、依然として先行きが不透明な状況が続いている。 (略)	第一 航空運送事業の基盤強化の意義及び目標に関する事項 航空会社（法第111条の7第2項に規定する定期航空旅客運送事業者をいう。以下同じ。）は、かつてない苦境に立たされた。航空需要は、世界規模での新型コロナウイルス感染症拡大による移動抑制や水際対策などの影響を大きく受け、1回目の緊急事態宣言下の2020年5月には、国内線・国際線ともに前年比90%超の減少という極めて厳しい状況となったが、その後も相次ぐ変異株の出現等により、旅客需要の回復が想定以上に遅れており、依然として先行きが不透明な状況が続いている。 (略)

また、航空・空港関連企業は、多くの雇用を支えており、航空業界の人材は、日々の安全運航を支え、航空ネットワークの維持・確保の観点からも、その雇用の維持は極めて重要である。運航乗務員や客室乗務員をはじめとする航空業界の人材には高い専門性が求められ、長期にわたる訓練や経験が必要となるものである。航空会社等においても、社員の一時帰休、社外への出向等を実施することにより雇用維持を図りつつ、一時的に事業規模を縮小するなど、様々な工夫を行ってきたところではあるが、政府としても、その雇用維持のための支援を行うことが必要不可欠である。

第二 航空運送事業の基盤強化のために政府が実施すべき施策に関する事項 (略)

1. 航空会社の機材投資等の支援のための施策

航空ネットワークは公共交通として国民の社会経済活動を支えるとともに、ポストコロナの我が国の成長戦略の実現に不可欠な「空のインフラ」である。航空旅客需要は回復しつつあるが、コロナ禍前に比べて巨額の有利子負債を抱えるなど、航空会社を取り巻く経営・財務環境は依然として厳しい状況が継続していることから、引き続き、航空会社の経営基盤の強化を図りつつ、航空ネットワークの維持と航空需要の回復・増加にむけた機材投資等を支援する必要がある。そのため、令和3年度（国内線に係る空港使用料（着陸料・停留料・航行援助施設利用料）を合計で約90%軽減、航空機燃料税の税率をコロナ禍前の18,000円／klから9,000円／kl等へ軽減）・令和4年度（国内線に係る空港使用料（着陸料・停留料・航行援助施設利用料）を合計で約60%軽減、航空機燃料税の税率をコロナ禍前の18,000円／klから13,000円／kl等へ軽減）・令和5年度（国内線に係る空港使用料（着陸料・停留料・航行援助施設利用料）を合計で約30%軽減、航空機燃料税は特例措置を5年間延長し、税率をコロナ禍前の

また、航空・空港関連企業は、多くの雇用を支えており、航空業界の人材は、日々の安全運航を支え、航空ネットワークの維持・確保の観点からも、その雇用の維持は極めて重要である。運航乗務員や客室乗務員をはじめとする航空業界の人材には高い専門性が求められ、長期にわたる訓練や経験が必要となるものである。航空会社等においても、社員の一時帰休、社外への出向等を実施することにより雇用維持を図りつつ、一時的に事業規模を縮小するなど、様々な工夫を行っている中、政府としても、その雇用維持のための支援を行うことが必要不可欠である。

第二 航空運送事業の基盤強化のために政府が実施すべき施策に関する事項 (略)

1. 航空会社の機材投資等の支援のための施策

航空ネットワークは公共交通として国民の社会経済活動を支えるとともに、ポストコロナの我が国の成長戦略の実現に不可欠な「空のインフラ」である。航空旅客需要は回復しつつあるが、コロナ禍前に比べて巨額の有利子負債を抱えるなど、航空会社を取り巻く経営・財務環境は依然として厳しい状況が継続していることから、引き続き、航空会社の経営基盤の強化を図りつつ、航空ネットワークの維持と航空需要の回復・増加にむけた機材投資等を支援する必要がある。そのため、令和3年度（国内線に係る空港使用料（着陸料・停留料・航行援助施設利用料）を合計で約90%軽減、航空機燃料税の税率をコロナ禍前の18,000円／klから9,000円／kl等へ軽減）・令和4年度（国内線に係る空港使用料（着陸料・停留料・航行援助施設利用料）を合計で約60%軽減、航空機燃料税の税率をコロナ禍前の18,000円／klから13,000円／kl等へ軽減）・令和5年度（国内線に係る空港使用料（着陸料・停留料・航行援助施設利用料）を合計で約30%軽減、航空機燃料税は特例措置を5年間延長し、コロナ禍前の18,000

円／klから13,000円／kl等へ軽減）・令和6年度（国内線に係る空港使用料（着陸料・航行援助施設利用料）を機材の重量に応じた軽減措置により約100億円軽減、航空機燃料税の税率をコロナ禍前の18,000円／klから13,000円／kl等へ軽減）に引き続き、令和7年度においても、航空機燃料税の税率について、コロナ禍前の18,000円／klから15,000円／kl等へ軽減する措置を実施することとする。

2. 雇用維持のための施策

航空会社において、社員の雇用維持のため一時帰休や教育訓練、社外への出向など様々な工夫を行ってきたところではあるが、政府としても、こうした航空会社の自助努力を支えるため、雇用維持のための支援を行う必要がある。

（略）

3. 収益性向上努力を支援するための施策

運航にあたっては、まずは、安全・安心な利用環境の確保に努めることが重要である。2023年5月8日、新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づけることとされ、同日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定。令和5年2月10日変更。）に基づき、業界団体による感染拡大予防の取組としてこれまで自主的に策定し随時改訂されてきた「航空分野における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（令和2年5月14日一般社団法人全国空港事業者協会及び定期航空協会決定。令和5年3月14日変更。）が廃止され、事業者は自主的な感染拡大防止策に取り組むこととされている。政府としても、自主的な感染対策について必要となる情報提供等により、事業者の取組を支援し、国際的な人の往来の回復に適切に対応していく必要がある。

円／klから13,000円／kl等へ軽減）に引き続き、令和6年度においても、国内線に係る空港使用料（着陸料・航行援助施設利用料）について、機材の重量に応じた軽減措置により約100億円の軽減、航空機燃料税について、令和5年度同様に税率をコロナ禍前の18,000円／klから13,000円／kl等へ軽減する措置を実施することとする。

2. 雇用維持のための施策

航空会社において、社員の雇用維持のため一時帰休や教育訓練、社外への出向など様々な工夫を行っている中、政府としても、こうした航空会社の自助努力を支えるため、雇用維持のための支援を行う必要がある。

（略）

3. 収益性向上努力を支援するための施策

運航にあたっては、まずは、安全・安心な利用環境の確保に努めることが重要である。2023年5月8日、新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づけることとされ、同日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定。令和5年2月10日変更。）に基づき、業界団体による感染拡大予防の取組としてこれまで自主的に策定し随時改訂されてきた「航空分野における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（令和2年5月14日一般社団法人全国空港事業者協会及び定期航空協会決定。令和5年3月14日変更。）が廃止され、事業者は自主的な感染拡大防止策に取り組むこととされている。政府としても、自主的な感染対策について必要となる情報提供等により、事業者の取組を支援し、国際的な人の往来再開に向けて適切に対応していく必要がある。

このほか、遊覧飛行等における飛行経路設定の柔軟化など、必要な輸送需要への的確な対応や新たな航空需要獲得等についても、継続して支援を行っていくこととする。

4. コスト削減努力を支援するための施策
航空分野では、安全確保の観点から航空機・乗員・運航・整備等について、国際的な整合性もとりつつ種々の安全規制が課されているが、技術の進展等も踏まえて、随時、規制や運用の見直しが行われてきた。こうした中で、今般のコロナ禍に端を発する航空・空港関連企業を取り巻く状況を踏まえ、ポストコロナに向けたコスト削減を支援する観点から、安全確保を大前提として、航空需要の回復に対応した事業展開を支援するための規制や運用の見直しを集中的に行うこととする。

(略)

5. (略)

第三 空港の機能の確保のために政府が実施すべき施策に関する事項
(略)

空港の機能は、滑走路や誘導路といった空港の施設だけでなく、空港会社、空港機能施設事業者をはじめ、グランドハンドリング（空港地上支援）、航空機給油、保安検査等のサービスを提供する様々な空港関連企業によって支えられている。しかしながら、今般の航空需要の大幅な減少により、空港関連企業はいすれも収入が激減し、大変厳しい経営環境にあった。

(略)

1. (略)

2. 雇用維持のための施策

空港関連企業各社において、社員の雇用維持のため一時帰休や教育訓練、社外への出向など様々な工夫を行ってきたところではあるが、政府としても、こうした空港関連企業の取組を支えるため、雇用維持のための支援を行う必要がある。

3. 4. (略)

このほか、欠航している国際線機材を活用した遊覧飛行等における飛行経路設定の柔軟化など、必要な輸送需要への的確な対応や新たな航空需要獲得等についても、継続して支援を行っていくこととする。

4. コスト削減努力を支援するための施策
航空分野では、安全確保の観点から航空機・乗員・運航・整備等について、国際的な整合性もとりつつ種々の安全規制が課されているが、技術の進展等も踏まえて、随時、規制や運用の見直しが行われてきた。こうした中で、今般のコロナ禍に端を発する航空・空港関連企業を取り巻く状況を踏まえ、短期的には各社の事業継続を支え、さらに、中長期的にはポストコロナに向けコスト削減を支援する観点から、安全確保を大前提として、今後見込まれる航空需要の回復に対応した事業展開を支援するための規制や運用の見直しを集中的に行うこととする。

(略)

5. (略)

第三 空港の機能の確保のために政府が実施すべき施策に関する事項
(略)

空港の機能は、滑走路や誘導路といった空港の施設だけでなく、空港会社、空港機能施設事業者をはじめ、グランドハンドリング（空港地上支援）、航空機給油、保安検査等のサービスを提供する様々な空港関連企業によって支えられている。しかしながら、今般の航空需要の大幅な減少により、空港関連企業はいすれも収入が激減しており、大変厳しい経営環境にあった。

(略)

1. (略)

2. 雇用維持のための施策

空港関連企業各社において、社員の雇用維持のため一時帰休や教育訓練、社外への出向など様々な工夫を行っている中、政府としても、こうした空港関連企業の取組を支えるため、雇用維持のための支援を行う必要がある。

3. 4. (略)

第四 航空運送事業の基盤強化のために定期航空旅客運送事業者が講ずべき措置に関する事項

(略)

1. 事業構造の変革

(略)

このような中で、令和3年度から令和6年度までにおける空港使用料や航空機燃料税の軽減に引き続き、令和7年度においても航空機燃料税が軽減されることとなっており、今後の需要回復に速やかに対応できる供給体制の確保やポストコロナに向けた需要増加への対応のために、機材導入等の設備投資を進める必要がある。その際、5. に掲げるカーボンニュートラルへの対応を念頭に置くことが重要である。

2. ~ 5. (略)

第五 その他

1. 空港整備勘定の収支を長期的に均衡させるための方針

令和3年度から令和7年度までに実施する空港使用料及び航空機燃料税の減免による歳入の減少に伴う空港整備勘定の借入金の償還により、空港整備事業に充当する財源が減少することを踏まえ、旅客需要の回復後における空港整備需要の増加等に対応するため、空港整備勘定の収支均衡のための措置が必要となる可能性があることから、旅客需要の増加に伴う増収や空港整備勘定の歳出の適正化について留意して、空港使用料の見直しについて検討し、必要な措置を講ずる。

具体的には、令和9年度から令和18年度にかけて、年間200億円程度の財源減少が生じると見込まれることを踏まえ、その回復を図るために、令和9年度から空港使用料を適正な水準に定める。

2. (略)

第四 航空運送事業の基盤強化のために定期航空旅客運送事業者が講ずべき措置に関する事項

(略)

1. 事業構造の変革

(略)

このような中で、令和3年度、4年度及び5年度に引き続き、令和6年度においても空港使用料や航空機燃料税が軽減されることとなっていることを踏まえ、今後の需要回復に速やかに対応できる供給体制の確保やポストコロナに向けた需要増加への対応のために、機材導入等の設備投資を進めることがある。その際、5. に掲げるカーボンニュートラルへの対応を念頭に置くことが重要である。

2. ~ 5. (略)

第五 その他

1. 空港整備勘定の収支を長期的に均衡させるための方針

令和3年度から令和6年度までに実施する空港使用料及び航空機燃料税の減免による歳入の減少に伴う空港整備勘定の借入金の償還により、空港整備事業に充当する財源が減少することを踏まえ、旅客需要の回復後における空港整備需要の増加等に対応するため、空港整備勘定の収支均衡のための措置が必要となる可能性があることから、旅客需要の増加に伴う増収や空港整備勘定の歳出の適正化について留意して、空港使用料の見直しについて検討し、必要な措置を講ずる。

具体的には、令和7年度から18年度にかけて、年間160億円程度の財源減少が生じると見込まれることを踏まえ、その回復を図るために、空港使用料を適正な水準に定める。

2. (略)

監 画

内閣府長官、各省庁首長に宛てて

○国土交通省告示第五百三十三号

首都圏新都市鉄道株式会社からの鉄道の旅客運賃の上限変更の認可申請事案（事業番号令七第四〇二号）については、令和七年六月二十六日付け国運審第九号により、運輸審議会から、申請どおり認可することが適当である旨の答申があつたので、運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第二十九条の規定により、これを告示する。

なお、答申書の内容は、運輸審議会において、閲覧に供する。

○国土交通省告示第五百三十四号

次の水先免状を無効としたので、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令第一号）第八条の規定により告示する。

令和七年七月十六日

免状の種類
秋田船川水先区一級水先人水先免状
第四九七九号

○茨城県公安委員会告示第五十五号

次の特定抗争指定暴力団等につき、公示事項の一部に変更があつたので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年七月十六日
茨城県公安委員会委員長 藤川 雅海
(紳會)

特定抗争指定暴力団等
令和六年六月二十一日茨城県公安委員会告示第五十四号二に係る特定抗争指定暴力団等
(紳會)

主たる事務所の所在地 大阪府大阪市中央
変更前
区島之内一丁目十四番十四号

○岐阜県公安委員会告示第十一号

主たる事務所の所在地 大阪府寝屋川市香里北之町十二番十八号
変更後
区島之内一丁目十四番十四号

主たる事務所の所在地 大阪府寝屋川市香里北之町十二番十八号
変更前
区島之内一丁目十四番十四号

○愛知県公安委員会告示第十七号

次の特定抗争指定暴力団等につき、公示事項の一部に変更があつたので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年七月十六日
愛知県公安委員会委員長 中尾 友紀
(紳會)

特定抗争指定暴力団等
令和六年六月二十一日愛知県公安委員会告示第十号二に係る特定抗争指定暴力団等
(紳會)

主たる事務所の所在地 大阪府大阪市中央
変更前
区島之内一丁目十四番十四号

主たる事務所の所在地 大阪府寝屋川市香里北之町十二番十八号
変更後
区島之内一丁目十四番十四号

○三重県公安委員会告示第十九号

次の特定抗争指定暴力団等につき、公示事項の一部に変更があつたので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年七月十六日
岐阜県公安委員会委員長 林 正子
(紳會)

特定抗争指定暴力団等
令和六年八月二日岐阜県公安委員会告示第十一号二に係る特定抗争指定暴力団等
(紳會)

主たる事務所の所在地 大阪府大阪市中央
変更前
区島之内一丁目十四番十四号

主たる事務所の所在地 大阪府寝屋川市香里北之町十二番十八号
変更後
区島之内一丁目十四番十四号

（紳會）

変更前

主たる事務所の所在地 大阪府大阪市中央
区島之内一丁目十四番十四号

○滋賀県公安委員会告示第八十九号

次の特定抗争指定暴力団等につき、公示事項の一部に変更があつたので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年七月十六日
滋賀県公安委員会委員長 高橋 啓子
(紳會)

特定抗争指定暴力団等
令和六年六月二十一日滋賀県公安委員会告示第七十号二に係る特定抗争指定暴力団等
(紳會)

主たる事務所の所在地 大阪府寝屋川市香里北之町十二番十八号
変更前
区島之内一丁目十四番十四号

○愛知県公安委員会告示第九十二号

次の特定抗争指定暴力団等につき、公示事項の一部に変更があつたので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年七月十六日
愛知県公安委員会委員長 辻内 宏治
(紳會)

特定抗争指定暴力団等
令和六年六月二十一日大阪府公安委員会告示第六十四号二に係る特定抗争指定暴力団等
(紳會)

主たる事務所の所在地 大阪府寝屋川市香里北之町十二番十八号
変更前
区島之内一丁目十四番十四号

○京都府公安委員会告示第一百二十二号

次の特定抗争指定暴力団等につき、公示事項の一部に変更があつたので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年七月十六日
京都府公安委員会委員長 在田 正秀
(紳會)

特定抗争指定暴力団等
令和六年八月二日京都府公安委員会告示第百三十二号二に係る特定抗争指定暴力団等
(紳會)

主たる事務所の所在地 大阪府寝屋川市香里北之町十二番十八号
変更前
区島之内一丁目十四番十四号

○兵庫県公安委員会告示第一百四十一号

次の特定抗争指定暴力団等につき、公示事項の一部に変更があつたので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年七月十六日
兵庫県公安委員会委員長 津田 隆雄
(紳會)

特定抗争指定暴力団等
令和六年六月二十一日兵庫県公安委員会告示第一百四十五号二に係る特定抗争指定暴力団等
(紳會)

主たる事務所の所在地 大阪府寝屋川市香里北之町十二番十八号
変更前
区島之内一丁目十四番十四号

○大阪府公安委員会告示第九十一号

次の指定暴力団につき、公示事項の一部に変更があつたので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年七月十六日
三重県公安委員会委員長 志田 幸雄
(紳會)

特定抗争指定暴力団等
令和六年六月二十一日三重県公安委員会告示第十六号二に係る特定抗争指定暴力団等
(紳會)

主たる事務所の所在地 大阪府大阪市中央
変更前
区島之内一丁目十四番十四号

特定抗争指定暴力団等
令和六年八月二日大阪府公安委員会告示第十七号二に係る特定抗争指定暴力団等
(紳會)

主たる事務所の所在地 大阪府寝屋川市香里北之町十二番十八号
変更後
区島之内一丁目十四番十四号

（紳會）

指定暴力団

令和六年三月十一日大阪府公安委員会告示第十三号に係る指定番号六二二四一の指定

変更後
主たる事務所の所在地 大阪府大阪市中央
区島之内一丁目十四番十四号

○大阪府公安委員会告示第九十二号

次の特定抗争指定暴力団等につき、公示事項の一部に変更があつたので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年七月十六日
大阪府公安委員会委員長 辻内 宏治
(紳會)

特定抗争指定暴力団等
令和六年六月二十一日大阪府公安委員会告示第六十四号二に係る特定抗争指定暴力団等
(紳會)

主たる事務所の所在地 大阪府寝屋川市香里北之町十二番十八号
変更前
区島之内一丁目十四番十四号

○愛知県公安委員会告示第九十二号

次の特定抗争指定暴力団等につき、公示事項の一部に変更があつたので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年七月十六日
愛知県公安委員会委員長 中尾 友紀
(紳會)

特定抗争指定暴力団等
令和六年六月二十一日愛知県公安委員会告示第十号二に係る特定抗争指定暴力団等
(紳會)

主たる事務所の所在地 大阪府寝屋川市香里北之町十二番十八号
変更前
区島之内一丁目十四番十四号

○京都府公安委員会告示第一百二十二号

次の特定抗争指定暴力団等につき、公示事項の一部に変更があつたので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年七月十六日
京都府公安委員会委員長 在田 正秀
(紳會)

特定抗争指定暴力団等
令和六年八月二日京都府公安委員会告示第百三十二号二に係る特定抗争指定暴力団等
(紳會)

主たる事務所の所在地 大阪府寝屋川市香里北之町十二番十八号
変更前
区島之内一丁目十四番十四号

○兵庫県公安委員会告示第一百四十一号

次の特定抗争指定暴力団等につき、公示事項の一部に変更があつたので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年七月十六日
兵庫県公安委員会委員長 津田 隆雄
(紳會)

特定抗争指定暴力団等
令和六年六月二十一日兵庫県公安委員会告示第一百四十五号二に係る特定抗争指定暴力団等
(紳會)

主たる事務所の所在地 大阪府寝屋川市香里北之町十二番十八号
変更前
区島之内一丁目十四番十四号

○大阪府公安委員会告示第九十一号

次の指定暴力団につき、公示事項の一部に変更があつたので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年七月十六日
三重県公安委員会委員長 志田 幸雄
(紳會)

特定抗争指定暴力団等
令和六年六月二十一日三重県公安委員会告示第十六号二に係る特定抗争指定暴力団等
(紳會)

主たる事務所の所在地 大阪府大阪市中央
変更前
区島之内一丁目十四番十四号

特定抗争指定暴力団等
令和六年八月二日大阪府公安委員会告示第十七号二に係る特定抗争指定暴力団等
(紳會)

主たる事務所の所在地 大阪府寝屋川市香里北之町十二番十八号
変更後
区島之内一丁目十四番十四号

（紳會）

特定抗争指定暴力団等
令和六年六月二十一日大阪府公安委員会告示第十七号二に係る特定抗争指定暴力団等
(紳會)

主たる事務所の所在地 大阪府寝屋川市中央
変更前
区島之内一丁目十四番十四号

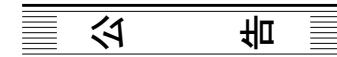
特定抗争指定暴力団等
令和六年六月二十一日大阪府公安委員会告示第十六号二に係る特定抗争指定暴力団等
(紳會)

主たる事務所の所在地 大阪府寝屋川市香里北之町十二番十八号
変更後
区島之内一丁目十四番十四号

（紳會）

住所 横浜市中区
エレナ・タカコ・オオシロ 昭和43年3月3日生
ニコーレ・ユナ・コバリ 平成21年6月22日生
住所 川崎市川崎区
アンジェリカ・ユカリ・ナカズメ 平成2年1月2日生
住所 大阪市中央区
黄冬蘿 昭和53年2月18日生
住所 東京都練馬区
王姿月 平成8年5月25日生
住所 東京都豊島区
白哲綸 平成2年2月15日生
住所 東京都世田谷区
郭耀文 昭和57年1月20日生
住所 千葉県松戸市
許詩怡 昭和51年4月6日生
住所 埼玉県日高市
サジア・アフリン・ゾハ 昭和55年6月18日生
エムディ・ジャヤン・ファルク 平成18年8月2日生
エムディ・イハン・ファルク 平成23年12月4日生
住所 埼玉県鴻巣市
チエルノ・ママドウ・バリー 昭和56年1月1日生
住所 埼玉県川口市
梁新 昭和61年8月5日生
住所 埼玉県入間郡毛呂山町
李賢美 昭和47年6月15日生
住所 埼玉県深谷市
アルトゥル・ユウジ・タガワ・フェレイラ 令和2年10月7日生
住所 福岡県太宰府市
金凱怡 平成4年2月17日生
住所 福岡市東区
柏漢林 平成3年7月21日生
柏致遠 平成30年7月2日生
柏知夏 令和3年7月20日生
柏千陽 令和6年1月4日生
住所 福岡市南区
崔白雲 昭和23年12月21日生
盧英子 昭和29年4月27日生
住所 愛知県岩倉市
スッスマ・サブコタ 平成9年11月7日生

住所 愛知県岡崎市
金福南 昭和26年1月28日生
李光鍾 昭和50年1月9日生
李理恵 昭和51年10月15日生
住所 東京都大田区
林珮好 平成2年12月12日生
住所 東京都葛飾区
慶勇箕 平成4年11月21日生
住所 大阪市住吉区
申有姫 昭和57年7月23日生
文世璘 平成25年7月2日生
住所 大阪市生野区
姜有美 昭和42年3月25日生
姜東佑 昭和45年3月10日生
姜敦子 昭和49年9月12日生
住所 千葉市花見川区
亜庫甫江賀迪娜木 平成3年5月21日生
住所 横浜市西区
金愛美 平成7年11月19日生
住所 横浜市中区
任眞理 平成5年1月20日生
住所 横浜市南区
林志穎 平成15年8月12日生
住所 東京都江戸川区
スジャータ・シュレスタ 昭和61年1月13日生
ヒナタ・シュレスタ 平成27年1月18日生
住所 東京都国分寺市
エリザベス・ケイ・アズマ 昭和27年7月12日生
住所 福岡市博多区
サガル・クマル・シレスタ 平成4年7月4日生
住所 福岡市早良区
ムハマド・ライアン・ホサイン 平成9年9月3日生
住所 福岡県糟屋郡粕屋町
キソル・パテル・ビー・ケー 平成5年1月19日生
住所 さいたま市西区
李美香 昭和54年6月3日生
尹佳妍 平成22年12月6日生
住所 埼玉県春日部市
エムディ・シャミム・サルカル 平成元年8月1日生
住所 東京都練馬区
陳方良 平成3年2月8日生
住所 大阪府東大阪市
李東姫 昭和42年5月20日生
住所 東京都江戸川区
韓雪 昭和45年12月14日生
李晶晴 平成15年2月17日生
住所 東京都江東区
李美穗 平成9年1月8日生
住所 東京都江戸川区
呂洪霞 昭和24年10月8日生
住所 広島県豊田郡大崎上島町
スマイキーブ・アンジェロ・ハウシャン・バス
カル 昭和64年1月2日生
住所 名古屋市瑞穂区
イヤベ・テレサ 昭和35年11月14日生
住所 東京都練馬区
ヤスコ・スドウ 昭和16年4月16日生
住所 東京都世田谷区
石仙姫 昭和52年7月24日生
住所 東京都台東区
陳斌 昭和57年3月26日生
住所 東京都港区
徐澐 昭和60年9月4日生
俞希昶 令和5年1月14日生
住所 東京都江戸川区
金賢一 平成16年9月21日生
住所 東京都大田区
姜瑞惠 昭和49年12月2日生
住所 東京都目黒区
許美燕 昭和53年8月7日生
住所 東京都足立区
李慈美 昭和60年6月29日生
住所 東京都渋谷区
禹智惠 昭和55年3月21日生
住所 愛知県岩倉市
ビシュヌ・タバ 平成5年5月10日生
スピ・タバ 令和4年9月2日生
スピム・タバ 令和6年7月26日生
住所 京都市上京区
明子寒 平成8年12月5日生
住所 東京都江東区
夏情 昭和63年10月3日生
住所 岐阜県揖斐郡大野町
桂宇氷 昭和53年1月1日生
住所 広島県東広島市
劉權 平成6年1月24日生



諸 領 域

有権者申出方

元当局所属公証人安田錦治郎の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から6か月以内に当局に申し出て下さい。

令和7年7月16日 津地方法務局

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年(家)第70757号

東京都豊島区巣鴨5丁目35番37号
申立人 特定非営利活動法人りすシステム
代表者理事 杉山 歩
本籍籍千葉県市原市五井5430番地、最後の住所東京都中野区弥生町2丁目36番2号本郷マンション103、死亡の場所東京都中野区、死亡年月日推定令和元年10月20日、出生の場所福岡県大牟田市、出生年月日昭和26年3月25日、職業無職

被相続人 亡 梶原 信雄
事務所東京都中央区八重洲2-11-6 八重洲KNビル3階 宇田川・竹原法律事務所
相続財産清算人 弁護士 宇田川博史
催告期間満了日 令和8年2月2日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第70864号

東京都千代田区霞が関1-1-1 東京地方検察庁
申立人 東京地方検察庁検察官
本籍籍神奈川県横浜市鶴見区汐入町2丁目35番地1、最後の住所東京都板橋区板橋4丁目44番2-203号、死亡の場所東京都板橋区、死亡年月日令和6年6月11日ころから20日ころまでの間、出生の場所岩手県和賀郡横川目村、出生年月日昭和25年3月11日、職業不詳

被相続人 亡 高橋みち子
事務所東京都港区三田3丁目4番18号二葉ビル1004号室 わかば法律事務所
相続財産清算人 弁護士 面川 典子
催告期間満了日 令和8年2月2日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第70990号

東京都港区芝3丁目5番2号FUSE BLDG. I 8階 法律事務所芝公園パートナーズ

申立人 天海 義彦

本籍三重県伊賀市外山177番地、最後の住所東京都世田谷区下馬6丁目29番22号アライブ世田谷下馬213、死亡の場所東京都世田谷区、死亡年月日令和6年12月31日、出生の場所東京市品川区、出生年月日昭和10年6月13日、職業無職

被相続人 亡 松居 幸助

事務所東京都新宿区左門町6-7 鯉江ビル702号室東京クローバー法律事務所

相続財産清算人 弁護士 野嶋 真人

催告期間満了日 令和8年2月2日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第71070号

埼玉県富士見市針ヶ谷2丁目20番地6

申立人 伊藤 敦司

本籍東京都武蔵野市桜堤2丁目1600番地、最後の住所東京都葛飾区青戸8丁目3番8-408号フォンテーヌ清水、死亡の場所東京都葛飾区、死亡年月日令和7年2月26日、出生の場所東京都武蔵野市、出生年月日昭和37年12月30日、職業無職

被相続人 亡 平松 雅人

事務所東京都中央区銀座1丁目8番21号第21中央ビル6階 土屋総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 中村 仁志

催告期間満了日 令和8年2月2日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第71173号

神奈川県鎌倉市稲村ガ崎5-13-4

申立人 小関 康功 外2名

本籍東京都大田区大森北6丁目70番地、最後の住所東京都大田区大森北6丁目4番24号、死亡の場所東京都大田区、死亡年月日推定令和6年10月30日、出生の場所東京都大田区、出生年月日昭和29年1月23日、職業不明

被相続人 亡 田中 悅雄

事務所東京都中央区銀座1丁目7番6号銀座河合ビル5階 新都市総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 中山慎太郎

催告期間満了日 令和8年2月2日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第71320号

東京都足立区綾瀬3丁目7番5号Mロード1階

申立人 有限会社高野ペットクリニック

本籍新潟県新発田市中央町3丁目甲1324番地、最後の住所東京都足立区綾瀬2丁目20番12-403号、死亡の場所東京都足立区、死亡年月日令和6年9月24日、出生の場所新潟県新発田市、出生年月日昭和21年1月12日、職業ブリーダー

被相続人 亡 鈴木 康郎

事務所東京都中央区銀座1丁目10番3号銀座DTビル4階 千葉法律事務所

相続財産清算人 弁護士 千葉 道則

催告期間満了日 令和8年2月2日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第90398号

東京都世田谷区砧4丁目15番20

申立人 砧グリーンハイム管理組合管理者 大島 栄次

本籍東京都新宿区若葉3丁目9番地1、最後の住所東京都東村山市富士見町2丁目7番地5村山荘、死亡の場所東京都東村山市、死亡年月日令和6年3月21日、出生の場所東京都渋谷区、出生年月日昭和31年1月26日、職業不明

被相続人 亡 竹内 大治

事務所東京都立川市曙町1丁目14番17号旗野ビル6階多摩あおば法律事務所

相続財産清算人 弁護士 土橋 実

催告期間満了日 令和8年2月2日

東京家庭裁判所立川支部

令和7年(家)第90445号

新潟県魚沼市大沢533番地

申立人 星 清隆

本籍新潟県魚沼市小出島757番地8、最後の住所東京都小平市上水新町1丁目1番14号、死亡の場所新潟県魚沼市、死亡年月日令和7年2月21日頃から28日頃までの間、出生の場所新潟県北魚沼郡小出町、出生年月日昭和35年10月20日、職業無職

被相続人 亡 星 佳郎

事務所東京都三鷹市下連雀3丁目42番15号 ファシーネ三鷹ハイライズ601 ブリズム法律事務所

相続財産清算人 弁護士 菊地憲太郎

催告期間満了日 令和8年2月2日

東京家庭裁判所立川支部

令和7年(家)第40479号

横浜市戸塚区戸塚町98番地1 ブランズ戸塚707号

申立人 田丸 明子

本籍千葉県四街道市四街道2丁目1585番地、最後の住所横浜市保土ケ谷区仏向町1600番地3-610号、死亡の場所神奈川県横浜市保土ケ谷区、死亡年月日令和6年11月2日、出生の場所千葉県千葉市、出生年月日昭和9年11月17日、職業無職

被相続人 亡 根本 瑛子

事務所横浜市中区桜木町1-1 びおシティ5階

相続財産清算人 弁護士 田口 幸子

催告期間満了日 令和8年2月13日

横浜家庭裁判所

令和7年(家)第3148号

東京都千代田区丸の内1丁目3番3号

申立人 みずほ信託銀行株式会社

本籍東京都練馬区桜台1丁目43番地、最後の住所神奈川県厚木市小野2136番地 すぎな会、死亡の場所神奈川県厚木市、死亡年月日令和7年1月8日、出生の場所東京都練馬区、出生年月日昭和27年5月31日、職業無職

被相続人 亡 小泉 抄子

事務所神奈川県小田原市浜町1丁目2番24号 平井ビル5階 まちかど法律事務所

相続財産清算人 弁護士 岡安 知巳

催告期間満了日 令和8年2月12日

横浜家庭裁判所小田原支部

令和7年(家)第7050号

神奈川県横浜市中区山下町209番地

申立人 神奈川県信用保証協会

本籍神奈川県相模原市中央区淵野辺町1丁目15番、最後の住所神奈川県相模原市緑区城山4丁目2番52号、死亡の場所神奈川県相模原市緑区、死亡年月日令和4年10月3日、出生の場所岩手県東磐井郡大津保村、出生年月日昭和27年1月8日、職業会社役員

被相続人 亡 菅野 源一

神奈川県相模原市中央区矢部4丁目17番地8 相模中央マンション2階 多湖総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 根岸小百合

催告期間満了日 令和8年2月19日

横浜家庭裁判所相模原支部

令和7年(家)第1930号

富山県中新川郡立山町利田2317番地

申立人 藤井須賀子

本籍富山県富山市東岩瀬村25番地、最後の住所富山市東岩瀬村25番地、死亡の場所富山県富山市、死亡年月日推定令和6年11月3日、出生の場所富山県富山市、出生年月日昭和60年3月15日、職業アルバイト

被相続人 亡 松本 学

富山市千石町5丁目6番13号

相続財産清算人 弁護士 渡辺 伸子

催告期間満了日 令和8年1月30日

富山家庭裁判所

令和7年(家)第9067号

石川県金沢市高柳町10の1番地13 アバガーデン壱番館・1105号

申立人 中島惠美子

本籍石川県金沢市高柳町10の1番地13、最後の住所石川県金沢市高柳町10の1番地13アバガーデン壱番館・1105号、死亡の場所石川県金沢市、死亡年月日令和6年10月9日、出生の場所石川県鳳至郡三波村、出生年月日昭和21年8月19日、職業無職

被相続人 亡 中島 國夫

事務所石川県金沢市光が丘2丁目115番地辻法律事務所

相続財産清算人 弁護士 辻 明士

催告期間満了日 令和8年2月6日

金沢家庭裁判所

令和7年(家)第2005号

埼玉県北足立郡伊奈町栄6-156-2

申立人 濱田美代子

本籍山形県東置賜郡高畠町大字下和田1289番地、最後の住所山形県東置賜郡高畠町大字山崎209番地の5シニアホームたちはな、死亡の場所山形県南陽市、死亡年月日令和6年11月26日、出生の場所山形県東置賜郡高畠町、出生年月日昭和16年10月5日、職業無職

被相続人 亡 濱田 弘一

山形県米沢市金池8丁目2番2号鶴巻ビル

相続財産清算人 弁護士 阿部 哲

催告期間満了日 令和8年1月26日

山形家庭裁判所赤湯出張所

令和7年(家)第189号

三重県亀山市南鹿島町19番1号

申立人 高田美津子

本籍三重県亀山市菅内町877番地、最後の住所三重県亀山市菅内町877番地、死亡の場所三重県亀山市、死亡年月日令和7年3月20日、出生の場所三重県鈴鹿郡亀山町、出生年月日昭和19年4月24日、職業無職

被相続人 亡 岡安 友子

三重県津市栄町2丁目466番地 楠井法律事務所

相続財産清算人 弁護士 西澤 博

催告期間満了日 令和8年1月26日

津家庭裁判所

令和7年(家)第376号

兵庫県洲本市本町3丁目4番10号

申立人 兵庫県洲本市長 上崎 勝規

本籍兵庫県洲本市由良1丁目1910番地、最後の住所兵庫県洲本市由良1丁目9番17号、死亡の場所兵庫県南あわじ市、死亡年月日平成26年11月2日、出生の場所兵庫県神戸市兵庫区、出生年月日昭和2年12月4日、職業不明
被相続人 亡 森 光子

兵庫県明石市大明石町1丁目13番7号 あうる法律事務所

相続財産清算人 弁護士 片岡 昌樹

催告期間満了日 令和8年1月26日

神戸家庭裁判所洲本支部

令和7年(家)第3066号

熊本市中央区南熊本4丁目1番1号

申立人 熊本県信用保証協会

本籍熊本県熊本市西区池田1丁目762番地、最後の住所熊本市西区池田1丁目16番74号、死亡の場所熊本県熊本市中央区、死亡年月日令和4年7月28日、出生の場所熊本県熊本市、出生年月日昭和35年8月31日、職業会社経営者

被相続人 亡 占部 裕

熊本市中央区紺屋今町2番1号Wビルディング紺屋今町2 5階 津留山村法律事務所

相続財産清算人 弁護士 鎮西 正弥

催告期間満了日 令和8年1月26日

熊本家庭裁判所

令和7年(家)第44号

熊本県八代市鷹辻町4番17号

申立人 高橋 知寛

本籍熊本県人吉市下原田町字荒毛2113番地6、最後の住所熊本県人吉市下原田町字荒毛2113番地6、死亡の場所熊本県人吉市、死亡年月日令和7年3月24日、出生の場所熊本県球磨郡人吉町、出生年月日昭和6年10月6日、職業無職

被相続人 亡 内村詩珠子

事務所熊本県八代市鷹辻町4番17号高橋法律事務所

相続財産清算人 弁護士 高橋 知寛

催告期間満了日 令和8年1月24日

熊本家庭裁判所人吉支部

令和7年(家)第34号

北海道天塩郡遠別町字本町3丁目32番地

申立人 遠別石油株式会社

本籍北海道天塩郡遠別町字本町2丁目1番地、最後の住所北海道天塩郡遠別町字本町2丁目1番地、死亡の場所北海道天塩郡遠別町、死亡年月日令和5年9月11日、出生の場所北海道天塩郡遠別町、出生年月日昭和31年12月19日、職業無職

被相続人 亡 津田 稔

北海道稚内市大黒3丁目5番8号マキノ第3ビル3階 稚内ひまわり基金法律事務所

相続財産清算人 弁護士 池田 慎介

催告期間満了日 令和8年1月31日

旭川家庭裁判所天塩出張所

令和7年(家)第30070号

仙台市青葉区中央3丁目5番17号

申立人 宮城第一信用金庫

本籍長野県東御市祢津1738番地、最後の住所仙台市太白区緑ヶ丘4丁目6番16号、死亡の場所宮城県仙台市宮城野区、死亡年月日令和6年8月6日、出生の場所長野県上田市、出生年月日昭和58年10月26日、職業会社役員
被相続人 亡 小林 嘉仁

仙台市青葉区一番町1丁目4番30号さのやビル5階 あすなろ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 庄司 拓

催告期間満了日 令和8年2月9日

仙台家庭裁判所

令和7年(家)第9007号

秋田県仙北市角館町山根町71番地1

申立人 藤峰 成利

本籍秋田県仙北郡美郷町千屋宇荒町42番地、最後の住所秋田県仙北郡美郷町千屋宇荒町42番地、死亡の場所秋田県大仙市、死亡年月日令和7年3月10日、出生の場所秋田県仙北郡千畠町、出生年月日昭和22年4月8日、職業無職

被相続人 亡 須原 俊一

秋田県大仙市大曲栄町8-5 阿部・草薙法律事務所

相続財産清算人 草薙 秀樹

催告期間満了日 令和8年1月30日

秋田家庭裁判所大曲支部

令和7年(家)第1180号

富山市新桜町7番38号

申立人 富山市

本籍富山市八尾町井田5744番地、最後の住所富山県射水市八幡町1丁目15番2号、死亡の場所富山県富山市、死亡年月日平成23年11月25日、出生の場所石川県金沢市、出生年月日昭和28年8月17日、職業不明

被相続人 亡 濱野 穂

事務所富山県高岡市広小路1番28号 作井法律事務所

相続財産清算人 弁護士 作井 康人

催告期間満了日 令和8年1月30日

富山家庭裁判所高岡支部

令和7年(家)第53号

長野県下伊那郡高森町山吹2883番地

申立人 蜂谷 純

本籍長野県下伊那郡高森町山吹3054番地2、最後の住所長野県下伊那郡高森町下市田110番地2 代田アパート1-1号、死亡の場所長野県下伊那郡高森町、死亡年月日令和7年2月24日頃、出生の場所長野県下伊那郡山吹村、出生年月日昭和27年1月23日、職業不明
被相続人 亡 城子 進

主たる事務所長野県飯田市小伝馬町1丁目3594番地7

相続財産清算人 弁護士法人下平法律事務所

催告期間満了日 令和8年1月31日

長野家庭裁判所飯田支部

令和7年(家)第1049号

愛知県知多市新舞子東町168

申立人 早川 享志

本籍愛知県名古屋市中区富士見町401番地、最後の住所愛知県知多市新舞子字明知山26番地、死亡の場所愛知県知多市、死亡年月日令和6年11月11日から20日までの間、出生の場所愛知県知多郡常滑町、出生年月日昭和26年4月9日、職業無職

被相続人 亡 川口進一郎

愛知県半田市柊町1丁目215番地の11弁護士法人山崎法律事務所

相続財産清算人 弁護士 山崎 正夫

催告期間満了日 令和8年2月2日

名古屋家庭裁判所半田支部

令和7年(家)第320号

愛知県東海市荒尾町金山237番地

申立人 亡坂野吉男手続承継人 坂野 栄生

本籍愛知県刈谷市板倉町1丁目8番地9、最後の住所愛知県刈谷市板倉町1丁目8番地9、死亡の場所愛知県蒲郡市、死亡年月日令和3年2月17日、出生の場所長崎県西彼杵郡琴海村、出生年月日昭和20年11月7日、職業不明

被相続人 亡 石坂 勝

愛知県刈谷市相生町1-31第5セントラルビル4A刈谷くすのき法律事務所

相続財産清算人 弁護士 西村 茂樹

催告期間満了日 令和8年1月30日

名古屋家庭裁判所岡崎支部

令和7年(家)第29号

長野県諏訪市湯の脇1-8-16

申立人 磯崎 憲吾

本籍三重県度会郡南伊勢町古和浦224番地、最後の住所三重県度会郡南伊勢町古和浦226番地10、死亡の場所三重県度会郡南伊勢町、死亡年月日令和6年5月4日、出生の場所三重県度会郡島津村、出生年月日昭和13年3月10日、職業不明

被相続人 亡 磯崎八千代

事務所三重県津市栄町2丁目466番地楠井法律事務所

相続財産清算人 弁護士 粟原 雅斗

催告期間満了日 令和8年1月31日

津家庭裁判所伊勢支部

令和6年(家)第41号

三重県熊野市井戸町311番地8

申立人 森下みほ子

本籍三重県熊野市遊木町33番地、最後の住所
三重県熊野市井戸町311番地8、死亡の場所
三重県熊野市、死亡年月日平成25年1月15日、
出生の場所三重県南牟婁郡新鹿村、出生年月
日昭和8年4月15日、職業無職

被相続人 亡 森下 康全

三重県津市中央4-11 橋本ビル203 浅尾
法律事務所

相続財産清算人 浅尾 光弘

催告期間満了日 令和8年1月27日

津家庭裁判所熊野支部

令和7年(家)第11号

愛知県一宮市奥町堤下1-263

申立人 福井 千秋

本籍三重県北牟婁郡紀北町長島990番地、最
後の住所三重県熊野市有馬町207番地7 M'
sビル203号室、死亡の場所和歌山県新宮市、
死亡年月日令和7年2月16日、出生の場所三
重県北牟婁郡長島町、出生年月日昭和27年8
月23日、職業無職

被相続人 亡 喜地 善雄

三重県熊野市井戸町366番地2号 熊野ひま
わり基金法律事務所

相続財産清算人 坂本 貴生

催告期間満了日 令和8年1月27日

津家庭裁判所熊野支部

令和7年(家)第237号

滋賀県高島市新旭町深溝1137-1 高島法律事
務所

申立人 野田 隼人

本籍滋賀県高島市鹿ヶ瀬670番地、最後の住
所滋賀県高島市新旭町深溝1137番地1、死亡
の場所滋賀県大津市、死亡年月日令和6年2
月16日、出生の場所滋賀県高島郡高島村、出
生年月日昭和4年11月1日、職業無職

被相続人 亡 饗庭 ユリ

滋賀県高島市新旭町深溝1137-1 高島法律事
務所

相続財産清算人 弁護士 野田 隼人

催告期間満了日 令和8年3月9日

大津家庭裁判所高島出張所

令和7年(家)第949号

京都市中京区壬生檜町19番地25

申立人 小池 嘉昭

本籍福井県大野市中野第30号19番地、最後の
住所京都市中京区壬生下溝町21、死亡の場所
京都市中京区、死亡年月日平成6年3月20日、
出生の場所京都市中京区、出生年月日昭和2
年3月7日、職業無職

被相続人 亡 小池昭治郎

事務所京都市中京区間之町通夷川上る楠町
601番地3 楠町ビル3階 つくし法律事務
所

相続財産清算人 弁護士 民谷 渉

催告期間満了日 令和8年2月13日

京都家庭裁判所

令和7年(家)第80305号

大阪府高石市千代田2-9-20

申立人 江南 亨

本籍大阪府大阪市城東区古市1丁目4番、最
後の住所大阪市城東区古市1丁目4番23号、
死亡の場所大阪府大阪市城東区、死亡年月日
令和6年4月2日、出生の場所愛媛県周桑郡
三芳村、出生年月日昭和24年10月21日、職業
自営業

被相続人 亡 江南 直樹

大阪市中央区北浜1丁目1番9号 ハウザ
北浜ビル7階

相続財産清算人 弁護士 井口喜久治

催告期間満了日 令和8年2月27日

大阪家庭裁判所

令和7年(家)第80481号

大阪市中央区久太郎町2丁目5番28号

申立人 司法書士法人ゆづりは後見センター
本籍兵庫県神戸市兵庫区三川口町3丁目2番
地13、最後の住所大阪市旭区清水3丁目22番
1号森文化203号、死亡の場所大阪府大阪市
旭区、死亡年月日令和7年1月3日、出生の
場所佐賀県杵島郡大町町、出生年月日昭和22
年3月12日、職業無職

被相続人 亡 野澤 英敏

大阪府吹田市豊津町10番34号 井門江坂駅前
ビル7階

相続財産清算人 弁護士 那須 智美

催告期間満了日 令和8年2月26日

大阪家庭裁判所

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券につい
て公示催告の申立てがあったので、その所持人は、
下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に
権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提
出してください。もし下記権利を争う旨の申述の
終期までに申述及び提出がない場合には、その無
効を宣言することができます。

令和7年(ヘ)第8号

大阪市浪速区戎本町2丁目9番7号

申立人 株式会社木下医療器

代表者代表取締役 木下 雅裕

権利を争う旨の申述の終期 令和7年10月7日

令和7年6月27日 大阪簡易裁判所

(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 UB 68876

金額 2,025,100円

支払期日 令和7年8月31日

支払地 大阪市

支払場所 株式会社りそな銀行北浜支店

振出日 令和7年5月31日

振出地 大阪市

振出人 株式会社松永メディカル 代表取締役

松永 秀行

受取人 申立人

最終所持人 申立人

令和7年(ヘ)第1号

香川県丸亀市土器町東8丁目537番地1

申立人 四国化成建材株式会社

代表者代表取締役 真鍋 宣訓

権利を争う旨の申述の終期 令和7年11月17日

令和7年6月27日 丸亀簡易裁判所

(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 BA 22819

金額 484,297円

支払期日 令和7年9月5日

支払地 香川県丸亀市

支払場所 株式会社香川銀行郡家支店

振出日 令和7年5月20日

振出地 香川県丸亀市

振出人 四国グリーン産業株式会社 代表取締
役 松本 真弓

受取人 申立人

最終所持人 申立人

令和7年(ヘ)第2号

大阪府東大阪市衣摺5丁目4番30号

申立人 株式会社河上

代表者代表取締役 河上 明史

申立人代理人弁護士 大沼 剛

申立人代理人弁護士 蔭山 直紀

権利を争う旨の申述の終期 令和7年10月20日

令和7年6月26日 宇和島簡易裁判所

(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 BA 50156

金額 2,000,000円

支払期日 令和7年5月20日

支払地 愛媛県宇和島市

支払場所 株式会社香川銀行宇和島支店

振出日 令和7年3月21日

振出地 愛媛県宇和島市

振出人 愛真機工株式会社 代表取締役 清家
真一

受取人 申立人

最終所持人 申立人

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立て
があったので、不在者は、届出期間満了の日まで
に当裁判所に生存の届出をしてください。届出が
ないときは、失踪宣告を受けることになります。
また、不在者の生死を知る者は、同日までにその
旨当裁判所に届け出してください。

令和6年(家)第9424号

東京都杉並区清水3丁目31番6-103号

申立人 鈴木 展子

本籍東京都狛江市和泉本町1丁目1410番地
1、最後の住所東京都杉並区清水3丁目31番
6-103号

不在者 鈴木 久隆

昭和17年11月4日生

届出期間満了日 令和7年8月20日

東京家庭裁判所

失踪宣告

令和6年(家)第3301号

本籍富山県富山市田刈屋38番地、最後の住所
富山市五福4657番地10
不在者 濱谷 和夫
昭和7年1月18日生
令和7年6月19日失踪宣告審判確定

富山家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第326号

本籍沖縄県南城市大里字稻嶺873番地、最後
の住所沖縄県南城市大里字稻嶺873番地
不在者 新垣 好男
昭和17年5月19日生
令和7年6月19日失踪宣告審判確定

那覇家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第340号

本籍沖縄県豊見城市字高安127番地、従来の
住所沖縄県豊見城市字高安127番地
不在者 外間 チヨ
大正15年10月26日生
令和7年6月19日失踪宣告審判確定

那覇家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第644号

本籍青森県つがる市牛潟町柏山25番地、最後
の住所青森県八戸市石堂1丁目11番20号サン
アルストロメリアB102号室
不在者 鳴海 峰静
昭和54年8月30日生
令和7年6月21日失踪宣告審判確定

青森家庭裁判所八戸支部裁判所書記官

令和6年(家)第28号

本籍岩手県宮古市和井内第13地割37番地8、
最後の住所岩手県下閉伊郡新里村大字和井内
第13地割37番地8
不在者 矢崎 誠治
昭和12年11月26日生
令和7年6月21日失踪宣告審判確定

盛岡家庭裁判所宮古支部裁判所書記官

令和6年(家)第861号

本籍宮城県角田市佐倉字一本木町45番地、最
後の住所宮城県多賀城市中央3丁目18番20—
402号
不在者 横山 由樹
昭和62年12月26日生
令和7年6月20日失踪宣告審判確定

仙台家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第243号

本籍山形県山形市江俣2丁目11番、最後の住
所山形県山形市江俣2丁目11番10号
不在者 志田 義朗
昭和12年12月24日生
令和7年6月20日失踪宣告審判確定

山形家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第204号

本籍福島県福島市鳥谷野字岩田31番地1、最
後の住所福島県福島市鳥谷野字岩田31番地の
1
不在者 渡邊 和士
昭和23年1月4日生
令和7年6月21日失踪宣告審判確定

福島家庭裁判所裁判所書記官

失踪宣告取消

令和6年(家)第3369号

本籍東京都町田市高ヶ坂7丁目830番地、住
所東京都町田市高ヶ坂7丁目28高ヶ坂第2ア
パート4-203
申立人(失踪者) 野口 将徳
昭和50年7月8日生
令和7年6月18日失踪宣告取消審判確定

東京家庭裁判所立川支部裁判所書記官

令和6年(家)第1562号

本籍岡山県浅口市金光町須恵948番地、住
所埼玉県さいたま市北区吉野町2丁目263-7
NPO法人やすらぎの里吉野町寮
申立人(失踪者) 定金 健夫
昭和18年12月11日生
令和7年6月21日失踪宣告取消審判確定

さいたま家庭裁判所裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有
価証券について公示催告をしたところ、定められ
た下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権
利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出す
る者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣
言する。

令和7年(ヘ)第1号

千葉県木更津市永井作1丁目8番5号
申立人 株式会社テクノメタル
代表者代表取締役 上関 健治
権利を争う旨の申述の終期 令和7年6月23日
令和7年6月26日

(別紙) 目録

約束手形 1通
手形番号 BC77091
金額 2,104,940円
支払期日 令和7年2月28日
支払地 千葉県鴨川市
支払場所 株式会社千葉興業銀行鴨川支店
振出日 令和6年12月31日
振出地 白地
振出人 ヤスダファインテ株式会社 代表取締
役社長 安田 良也
受取人 申立人
最終所持人 申立人

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続
を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び
破産者に対して債務を負担する者は、破産者にそ
の財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第80号

茨城県龍ケ崎市大徳町6060番地
債務者 有限会社東京バーツ商会
代表者代表取締役 関澤 圭史
1 決定年月日時 令和7年7月7日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 徳田 祐介
4 破産債権の届出期間 令和7年8月7日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
取・計算報告の期日 令和7年10月2日午後2
時15分

水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和7年(フ)第1459号

愛知県小牧市大字舟津字広田1060番地の1
債務者 株式会社名産梶包
代表者代表取締役 吉本 隆

1 決定年月日時 令和7年7月7日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 安田 剛
4 破産債権の届出期間 令和7年8月7日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
取・計算報告の期日 令和7年10月1日午前10
時50分

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1591号

神奈川県藤沢市善行坂2丁目1番39号
債務者 有限会社相馬工務店
代表者代表取締役 佐藤 俊幸

- 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 天野 直樹
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月8日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
取・計算報告の期日 令和7年10月9日午後1
時30分

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第574号

京都府宇治市槇島町三十五7番地の6
債務者 株式会社第一製作所
代表者取締役 松田 悠陽
1 決定年月日時 令和7年7月7日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 八ツ元優子
4 破産債権の届出期間 令和7年8月18日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
取・計算報告の期日 令和7年10月1日午前10
時15分

京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第72号

富山県高岡市羽広573番地1
債務者 株式会社スタイルホーム
代表者代表取締役 宮林 玄
1 決定年月日時 令和7年7月8日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 山口 敏彦
4 破産債権の届出期間 令和7年8月19日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
取・計算報告の期日 令和7年10月23日午前10
時30分

富山地方裁判所高岡支部

令和7年(フ)第604号

広島県安芸郡熊野町中溝5丁目3番1号
債務者 有限会社サンクス
代表者代表取締役 三村 但浩
1 決定年月日時 令和7年7月7日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 松本 亮
4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
取・計算報告の期日 令和7年10月7日午後3
時30分

広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第302号

新潟市北区木崎1138番地8

債務者 株式会社T&M

代表者代表取締役 諸橋 秀夫

- 1 決定年月日時 令和7年7月8日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大田 陸介
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月19日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月12日午後3時
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

新潟地方裁判所民事部

令和7年(フ)第82号

山口県下関市新堀田南町1丁目13-19

債務者 株式会社ヤマキ工業

代表者代表取締役 德重 浩司

- 1 決定年月日時 令和7年7月8日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 西村 菜摘
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月8日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日午前10時30分
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

山口地方裁判所下関支部破産係

令和7年(フ)第1001号

埼玉県川口市芝2丁目26番27号

債務者 株式会社柴田工業

代表者代表取締役 大崎 翔平

- 1 決定年月日時 令和7年7月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鈴木 元
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月29日午後3時

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第56号

福岡県嘉麻市飯田166番地の3

債務者 有限会社ユースオート

代表者代表取締役 柴田 健太

- 1 決定年月日時 令和7年7月7日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 古本 栄一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月29日午前10時30分

福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和7年(フ)第267号

埼玉県鶴ヶ島市五味ヶ谷110番地4

債務者 株式会社都市開発設計

代表者代表取締役 星野 康夫

- 1 決定年月日時 令和7年7月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山元 勇気
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月8日午前10時30分

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第48号

滋賀県彦根市鳥居本町1848

債務者 株式会社ループワン

代表者代表取締役 仁田原兼治

- 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 生駒 英司
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月9日午後1時30分

大津地方裁判所彦根支部

令和7年(フ)第387号

埼玉県所沢市緑町4丁目8番20号

債務者 有限会社三共

代表者取締役 松村 英俊

- 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 加藤 賢治
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月8日午後1時40分

さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第659号

横浜市中区山手町286-3、商業登記簿上の本店所在地横浜市神奈川区上反町1丁目5番地の8

債務者 有限会社ケイプランニング

代表者代表取締役 小野 肇三

- 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 萩野 貴史
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月8日午後1時30分

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第1446号

名古屋市港区小碓2丁目31番地

債務者 株式会社タモア

代表者代表取締役 金 燦錫

- 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐竹 康孝
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月16日午後3時

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1592号

神奈川県藤沢市大庭8296番地の6

債務者 株式会社SECRET OFFICE

代表者代表取締役 佐藤 俊幸

- 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 天野 直樹
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月9日午後1時30分

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第100号

北海道苦小牧市川沿町6丁目13番11号

債務者 株式会社トラスト

代表者代表取締役 川岸 一仁

- 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 青木 康之
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月10日午前10時30分

札幌地方裁判所苦小牧支部

令和7年(フ)第293号

兵庫県西宮市浜脇町6番23号

債務者 サンキ産業株式会社

代表者代表取締役 舟木 圭

- 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 足立友季世
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月10日午前10時

神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年(フ)第1040号

大阪府東大阪市御厨南2丁目1番38号アバンティ八戸ノ里

債務者 株式会社ジャパン・アセットマネジメント

代表者代表取締役 谷口 貴一

- 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 藤原 智絵
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月16日午後3時

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1041号

大阪府箕面市今宮2丁目4番34号

債務者 谷口 貴一

- 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 藤原 智絵
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月16日午後3時

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第315号

愛知県豊田市宮上町6丁目71番地

債務者 株式会社ウエストヴィレッジ24

代表者代表取締役 西村 圭人

- 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松山 剛久
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月21日午後2時35分

名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第504号

埼玉県狭山市入間川3丁目21番6号

債務者 株式会社茶の一茶

代表者代表取締役 小林 洋介

- 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 内田 敦
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月22日午後1時40分

さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第697号 京都市下京区七条御所ノ内北町76番地8 債務者 株式会社A g l a i a 代表者代表取締役 吉田 賢次 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中島 弘嗣 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月22日午前10時 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第171号 福井市中央3丁目4番20号 債務者 ネクストワイスプラン株式会社 代表者代表取締役 薬師めぐみ 1 決定年月日時 令和7年7月7日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉村 僕 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月28日午前11時30分 福井地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第284号 宮崎市佐土原町下那珂2065番地1 債務者 株式会社仁組急送 代表者代表取締役 仁田駿時子 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 八田 博司 宮崎地方裁判所破産係 破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間 次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。
令和7年(フ)第1086号 東京都八王子市横川町898番地2 クルトゥーラガーデン305号 債務者 星野 彩華 1 決定年月日時 令和7年7月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 八木 隆 4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月10日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第203号 静岡県浜松市中央区鴨江3丁目55番22号 東海ホーム鴨江304、前住所静岡県浜松市中央区富塚町1933番地の1 佐鳴湖パークタウンサウス1001号 債務者 鈴木 凱 1 決定年月日時 令和7年7月7日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 毛瀬 梨恵 4 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月17日午後3時30分 6 免責意見申述期間 令和7年9月17日まで 静岡地方裁判所浜松支部破産係
令和7年(フ)第831号 神奈川県鎌倉市今泉台3丁目1番9号 債務者 鈴木 健司 1 決定年月日時 令和7年7月4日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 木村 俊春 4 破産債権の届出期間 令和7年8月5日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月6日午前10時 6 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第1072号 東京都八王子市中野山王3丁目3番9号 債務者 岩佐 大樹 1 決定年月日時 令和7年7月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大藏 久宣 4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月8日午後1時15分 6 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第392号 栃木県宇都宮市花房2丁目2番15号 債務者 松本 操 1 決定年月日時 令和7年7月3日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石神 知也 4 破産債権の届出期間 令和7年8月14日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月10日午後2時20分 6 免責意見申述期間 令和7年10月9日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
令和7年(フ)第97号 東京都多摩市連光寺3丁目7番地の7 債務者 上岡留美子(旧姓勝) 1 決定年月日時 令和7年7月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 伊藤 義人 4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで 東京地方裁判所立川支部民事第3部
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月3日午前11時15分 6 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第401号 栃木県真岡市勝瓜215番地3 リベルテフォレストB102、前住所栃木県宇都宮市滝の原1丁目3番10号 債務者 武藤 美勝 1 決定年月日時 令和7年7月2日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 南里 昌裕 4 破産債権の届出期間 令和7年8月13日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月17日午前11時20分 6 免責意見申述期間 令和7年10月16日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
令和7年(フ)第214号 静岡県沼津市大岡2209番地の2 債務者 唐國 栄一 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 白井 正人 4 破産債権の届出期間 令和7年9月18日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月23日午前11時30分 6 免責意見申述期間 令和7年10月22日まで 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
令和7年(フ)第158号 沖縄県那覇市首里山川町1丁目148番地1 サンタビア山川1号棟205、住民票上の前住所沖縄県那覇市首里鳥堀町5丁目39番地31 債務者 照屋 憲男 1 決定年月日時 令和7年7月3日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高良 誠 4 破産債権の届出期間 令和7年8月14日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月10日午後2時20分 6 免責意見申述期間 令和7年10月9日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで 那覇地方裁判所民事第3部

令和7年(フ)第445号 神戸市灘区摩耶海岸通2丁目3番10-310号 債務者 イタリアン料理柏木こと柏木こと菓子 屋月ノ葉こと 柏木 昇太 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鈴木 亮 4 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月7日午前10時30分 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。 7 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 神戸地方裁判所第3民事部	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月30日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第1013号 横浜市青葉区藤が丘2丁目36番地19 藤が丘レジデンス302 債務者 栗原 綾子 1 決定年月日時 令和7年7月4日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小川 健吾 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月22日午後1時50分 5 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第1020号 札幌市東区伏古2条3丁目4番1-208号 債務者 若木 公生 1 決定年月日時 令和7年7月4日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 福田 友洋 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月9日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月25日まで 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第168号 青森市赤坂2丁目28番4号、旧住所青森市赤坂1丁目34番8号 県営住宅30-3-3 債務者 大矢 つさ 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井戸川亮一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月1日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 青森地方裁判所民事部破産係	令和7年(フ)第183号 佐賀市川副町大字犬井道1860番地1 債務者 寺丸 吉徳 1 決定年月日時 令和7年7月7日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉村 真一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月18日午前10時40分 5 免責意見申述期間 令和7年9月17日まで 佐賀地方裁判所民事部破産係	令和7年(フ)第884号 福岡県糟屋郡宇美町光正寺3丁目2番16号 アネックス宇美105号 債務者 城野 成美(旧姓山本・和田) 1 決定年月日時 令和7年7月3日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石田 光史 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月3日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第328号 埼玉県草加市谷塚町1311番地1 ベルウッド谷塚A-202号 債務者 平川 明弘 1 決定年月日時 令和7年7月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松本 侑樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月10日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和7年(フ)第6号 神奈川県厚木市下荻野1050番地3 四ツ谷ハイツ201 債務者 大西 日南(旧姓森住) 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石川 由衣 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月22日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部	令和7年(フ)第1029号 北海道恵庭市黄金南1丁目9番地5 (KSマンション201号) 債務者 山村 岩雄 1 決定年月日時 令和7年7月4日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山崎 未希 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月2日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第53号 静岡県浜松市中央区上島5丁目5番7号 ヴィラージュミュニゲ102、前住所静岡県浜松市中央区舞阪町舞阪5138番地 レオパレス稻荷山101 債務者 牧野 佑希 1 決定年月日時 令和7年7月7日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 野形 昌三 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月24日午後3時 5 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 静岡地方裁判所浜松支部破産係	令和7年(フ)第115号 金沢市高畠3丁目158番地 Lien101号 債務者 前田 将勝 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 多賀 秀典 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月3日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで 金沢地方裁判所民事部
令和7年(フ)第1086号 福岡県糟屋郡篠栗町中央6丁目19番12号 プチ ヴィラージュ202号 債務者 川上 有子 1 決定年月日時 令和7年7月4日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 池田 翔一	令和6年(フ)第5212号 大阪府寝屋川市上神田2丁目3番16号 債務者 野上 景子 1 決定年月日時 令和7年7月4日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐々木将司 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月2日午後2時10分 5 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第61号 堺市堺区協和町1丁26番地 西団地9号館303号 債務者 河野 雄篤 1 決定年月日時 令和7年7月4日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 西村 潤帰 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月7日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係	令和7年(フ)第115号 横浜市中区寿町3丁目12番地5 寿洛ビル201号室 債務者 山本のりこ 1 決定年月日時 令和7年7月4日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 飯島奈津子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月1日午後1時20分 5 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 横浜地方裁判所第3民事部

<p>令和7年(フ)第357号 横浜市保土ヶ谷区明神台3番2—302号 債務者 五十嵐正勝 1 決定年月日時 令和7年7月4日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 新井聰子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月1日午前11時50分 5 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 横浜地方裁判所第3民事部</p>	<p>令和7年(フ)第67号 愛知県岡崎市小針町字北畠8番地1 岡崎第一寮 債務者 大久保訓道 1 決定年月日時 令和7年7月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 天野太郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月14日午後2時40分 5 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第1082号 横浜市泉区中田西4丁目7番18号 債務者 佐藤寿紘 1 決定年月日時 令和7年7月4日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 阿部康広 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月6日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 横浜地方裁判所第3民事部</p>	<p>令和7年(フ)第475号 大阪市東住吉区南田辺3丁目22番10号 カサビアンカ301号、前住所大阪市西成区岸里東1丁目5番21号 エレガントライフ岸里102 債務者 エヌツーこと 西崎貴宣 1 決定年月日時 令和7年7月4日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 蕙野有紀 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月27日午後2時20分 5 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 大阪地方裁判所第6民事部</p>
<p>令和7年(フ)第95号 新潟県柏崎市大字与板1394番地1 債務者 柳達也 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田才淳一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月14日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 新潟地方裁判所長岡支部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第5号 栃木県芳賀郡芳賀町大字祖母井596番地1 カーサアルソーレ102号室 債務者 増山凌 1 決定年月日時 令和7年7月3日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 泉田仁 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月2日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで 宇都宮地方裁判所真岡支部</p>	<p>令和7年(フ)第264号 埼玉県戸田市上戸田4丁目2番27—205号 債務者 高橋健太 1 決定年月日時 令和7年7月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 萩野和宏 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第84号 富山県高岡市蓮花寺163番地1 レオパレスひかり105号 債務者 森崇 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 酒井貴春 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月16日午前10時55分 5 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで 富山地方裁判所高岡支部</p>
<p>令和7年(フ)第215号 岐阜市茜部辰新1丁目82番地2 債務者 小椋忍 1 決定年月日時 令和7年7月4日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 柳場雄貴 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月30日午前10時50分 5 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 岐阜地方裁判所</p>	<p>令和7年(フ)第192号 静岡県三島市沢地256番地の6 債務者 仲川昌昭 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 平岩哲行 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月2日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第145号 愛知県一宮市瀬部字本郷24番地 フローラ大新B—202号 債務者 木村義和こと金義和 1 決定年月日時 令和7年7月2日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 児玉享 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 名古屋地方裁判所一宮支部</p>	<p>令和7年(フ)第277号 宮崎県児湯郡高鍋町大字蚊口浦9番地1 コスタ高鍋402、前住所宮崎市大字浮田200番地18 債務者 藤木大作 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 三島里都子 4 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで 宮崎地方裁判所破産係</p>
<p>令和6年(フ)第529号 愛知県豊田市丸山町5丁目8番地1 E号 (申立時の住所: 愛知県豊田市永覚新町1丁目5番地3)、前住所愛知県豊田市平芝町4丁目11番地15 債務者 柳詰憲治(旧姓中根) 1 決定年月日時 令和7年7月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 加計奈美 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月14日午後2時45分 5 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第832号 神奈川県鎌倉市今泉台3丁目1番9号 債務者 鈴木真美(旧姓山本) 1 決定年月日時 令和7年7月4日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 木村俊春 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月6日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 横浜地方裁判所第3民事部</p>	<p>令和7年(フ)第249号 福島県いわき市小名浜大原字中野地62番地の5 あかしやハイツ203 債務者 大崎未結 1 決定年月日時 令和7年7月3日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 伊藤幹哲 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月10日午後2時10分 5 免責意見申述期間 令和7年10月9日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係</p>	<p>破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間</p> <p>令和7年(フ)第170号 愛知県豊川市長沢町大覚796番地 債務者 南波陸馬 1 決定年月日時 令和7年7月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで 名古屋地方裁判所豊橋支部</p>

令和7年(フ)第178号

愛知県豊橋市岩屋町字岩屋下47番地116、従前の住所東京都府中市朝日町2丁目30番地の2 ライオンズマンション304

債務者 佐藤 麻衣

- 1 決定年月日時 令和7年7月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで

名古屋地方裁判所豊橋支部

令和7年(フ)第476号

北九州市門司区泉ヶ丘5番31号、前住所北九州市小倉北区上富野1丁目2番33-105号

債務者 周藤 大輔

- 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第481号

北九州市小倉南区上葛原1丁目8番25号
債務者 柴田 啓太

- 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第165号

函館市八幡町17番12号

債務者 長沼 肇

- 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで

函館地方裁判所

令和7年(フ)第190号

函館市花園町23番8号

債務者 辻 俊一郎

- 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで

函館地方裁判所

令和7年(フ)第236号

函館市花園町16番7号 ハイムガーデン2階J

債務者 加藤 幸治

- 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで

函館地方裁判所

令和7年(フ)第265号

埼玉県飯能市大字飯能583番地9

債務者 中島 重雄

- 1 決定年月日時 令和7年7月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和7年8月27日まで

さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第422号

埼玉県富士見市大字上南畠1046番地5 サザン・フィールドB-105

債務者 高見 幸夫

- 1 決定年月日時 令和7年7月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和7年8月27日まで

さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第423号

埼玉県富士見市大字上南畠1046番地5 サザン・フィールドB-105

債務者 高見 幸緒

- 1 決定年月日時 令和7年7月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和7年8月27日まで

さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第460号

埼玉県川越市富士見町7番地4 (キャッスルメジエール506号室)

債務者 富田 大樹

- 1 決定年月日時 令和7年7月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和7年8月27日まで

さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第474号

埼玉県川越市諫訪町11番地1 (グランメール101号室)

債務者 川瀬 薫

- 1 決定年月日時 令和7年7月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和7年8月27日まで

さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第477号

埼玉県ふじみ野市大原1-6-20 MAKE NEXT III102号室、住民票上の住所埼玉県川越市脇田本町23番地12 (ミュージション川越305号室)

債務者 西澤 彩

- 1 決定年月日時 令和7年7月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和7年8月27日まで

さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第421号

愛知県豊田市青木町2丁目121番地1 ローマーハウス202号

債務者 山田 御代

- 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和7年8月27日まで

名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第326号

愛知県岡崎市中島町字戸井6番地1 メゾン戸井 106、前住所愛知県岡崎市若松東3丁目5番地1 市営 若松荘 3-202

債務者 平岩 和輝

- 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和7年8月27日まで

名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第351号

愛知県豊田市平芝町4丁目9番地3 県営1-404号、前住所愛知県豊田市丸山町10丁目59番地 小西ビル202号

債務者 HOANG THI THU HUONG

- 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和7年8月27日まで

名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第47号

三重県度会郡南伊勢町賛浦185番地5

債務者 大野 音彦

- 1 決定年月日時 令和7年7月8日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和7年8月27日まで

津地方裁判所伊勢支部破産係

令和7年(フ)第1016号

さいたま市北区日進町2丁目1862番地7 ドミール日進103号、旧住所さいたま市北区本郷町243番地 フローレスタカーサ106号

債務者 前田 裕平

- 1 決定年月日時 令和7年7月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和7年8月28日まで

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

<p>令和7年(フ)第1017号 さいたま市北区日進町2丁目1862番地7 ド ミール日進103号、旧住所さいたま市北区本 郷町243番地 フローレスタカーサ106号 傾務者 瀧澤 帆南 1 決定年月日時 令和7年7月4日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月28日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第82号 新潟県長岡市干場1丁目2番25号 Kuro ga n e 103号室 傾債務者 戸田 伸高 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで 新潟地方裁判所長岡支部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第1344号 愛知県海部郡大治町大字鎌須賀字茶屋39番地 の3 傾債務者 片桐 優衣(旧姓佐伯) 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで 名古屋地方裁判所民事第2部</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年7月7日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで 名古屋地方裁判所民事第2部</p>
<p>令和7年(フ)第1018号 さいたま市見沼区春野1丁目2番4-508号 傾債務者 高橋美知子 1 決定年月日時 令和7年7月4日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月28日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第1103号 愛知県尾張旭市平子町西385番地 県営住宅 8-105 傾債務者 森 義彦 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで 名古屋地方裁判所民事第2部</p>	<p>令和7年(フ)第1359号 愛知県あま市甚目寺流15番地1 メゾン江上 203号 傾債務者 甚目 雅夫 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで 名古屋地方裁判所民事第2部</p>	<p>令和7年(フ)第1418号 名古屋市熱田区野立町2丁目38番地 傾債務者 今宮 章和 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで 名古屋地方裁判所民事第2部</p>
<p>令和7年(フ)第1075号 埼玉県川口市柳崎1丁目13番1-528号 柳 崎タワー 傾債務者 小林 由香(旧姓相原) 1 決定年月日時 令和7年7月4日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月28日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第1185号 名古屋市名東区上社1丁目402番地 柴昭ビ ルエスパシオ210号、従前の住所名古屋市中 川区高杉町215番地 パレス高杉1階 傾債務者 稲垣 正人 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで 名古屋地方裁判所民事第2部</p>	<p>令和7年(フ)第1364号 名古屋市天白区中平2丁目1911番地の3 レ オパレス天白105号 傾債務者 黒田 英洋 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで 名古屋地方裁判所民事第2部</p>	<p>令和7年(フ)第1428号 名古屋市緑区小坂2丁目103番地 リバティ 小坂205号 傾債務者 大久保かおり 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで 名古屋地方裁判所民事第2部</p>
<p>令和7年(フ)第1075号 埼玉県川口市柳崎1丁目13番1-528号 柳 崎タワー 傾債務者 小林 由香(旧姓相原) 1 決定年月日時 令和7年7月4日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月28日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第1185号 名古屋市名東区上社1丁目402番地 柴昭ビ ルエスパシオ210号、従前の住所名古屋市中 川区高杉町215番地 パレス高杉1階 傾債務者 稲垣 正人 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで 名古屋地方裁判所民事第2部</p>	<p>令和7年(フ)第1364号 名古屋市天白区中平2丁目1911番地の3 レ オパレス天白105号 傾債務者 黒田 英洋 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで 名古屋地方裁判所民事第2部</p>	<p>令和7年(フ)第216号 岐阜県倉敷市玉島阿賀崎5丁目11番11号 傾債務者 藤原 知世 1 決定年月日時 令和7年7月8日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで 名古屋地方裁判所民事第2部</p>
<p>令和7年(フ)第1098号 さいたま市岩槻区本町4丁目12番21号 天神 コーポ28号室 傾債務者 館林 直子 1 決定年月日時 令和7年7月4日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月28日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第1296号 名古屋市港区木場町2番地の8 ニューコー ポ名南一番館1304号 傾債務者 伊藤 康裕 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで 名古屋地方裁判所民事第2部</p>	<p>令和7年(フ)第1381号 名古屋市天白区植田南3丁目501番地 パー クハイツ301号 傾債務者 小川千鶴子 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで 名古屋地方裁判所民事第2部</p>	<p>令和7年(フ)第260号 岐阜地方裁判所倉敷支部破産係</p>
<p>令和7年(フ)第1098号 さいたま市岩槻区本町4丁目12番21号 天神 コーポ28号室 傾債務者 館林 直子 1 決定年月日時 令和7年7月4日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月28日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第1296号 名古屋市港区木場町2番地の8 ニューコー ポ名南一番館1304号 傾債務者 伊藤 康裕 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで 名古屋地方裁判所民事第2部</p>	<p>令和7年(フ)第1381号 名古屋市天白区植田南3丁目501番地 パー クハイツ301号 傾債務者 小川千鶴子 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで 名古屋地方裁判所民事第2部</p>	<p>令和7年(フ)第260号 札幌市中央区南9条西4丁目5番16-401号 傾債務者 浅香 愛 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで 札幌地方裁判所民事第4部</p>

令和7年(フ)第650号

札幌市東区北21条東17丁目3番24-301号
債務者 高畠 優輝

- 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第895号

札幌市北区新琴似8条1丁目1番29号 麻生
サニーハイツ2F207号
債務者 長多 久江

- 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第974号

北海道千歳市北栄2丁目19番6号 コア千歳
A305号
債務者 藤井 悠希(旧姓佐々木)

- 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第992号

札幌市北区百合が原10丁目6番1-101号
債務者 高草木健作

- 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第1041号

札幌市東区北14条東7丁目1番38-303号
債務者 川端 豊次

- 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第1050号

札幌市豊平区豊平8条11丁目3番13-202号
債務者 星川 勇樹

- 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第1076号

札幌市白石区南郷通7丁目南6番4-405号
債務者 佐藤 竜児

- 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第35号

青森県上北郡おいらせ町境田39番地1 奥入
瀬東団地G-3
債務者 北村 信博

- 1 決定年月日時 令和7年7月8日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで
青森地方裁判所十和田支部

令和7年(フ)第36号

青森県上北郡おいらせ町鶴久保14番地70
債務者 坂本 直美

- 1 決定年月日時 令和7年7月8日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで
青森地方裁判所十和田支部

令和7年(フ)第70号

青森県上北郡おいらせ町鶴久保14番地70
債務者 松葉 真行

- 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで
水戸地方裁判所日立支部

令和7年(フ)第38号

青森県十和田市東二十二番町12番20号 尚学
荘14号室
債務者 高橋 愛

- 1 決定年月日時 令和7年7月8日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで
青森地方裁判所十和田支部

令和7年(フ)第39号

青森県三沢市岡三沢1丁目1番90号 R-
619
債務者 海老澤 清

- 1 決定年月日時 令和7年7月8日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで
青森地方裁判所十和田支部

令和7年(フ)第40号

青森県三沢市岡三沢1丁目1番90号 R-
619
債務者 海老澤みち子

- 1 決定年月日時 令和7年7月8日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで
青森地方裁判所十和田支部

令和7年(フ)第70号

茨城県日立市滑川本町1丁目9番5-102号
債務者 松葉 真行

- 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで
水戸地方裁判所日立支部

令和7年(フ)第71号

茨城県日立市助川町1丁目10番5-207号、
前住所茨城県日立市鹿島町1丁目6番2-
1003号
債務者 大橋 隆美

- 1 決定年月日時 令和7年7月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで
水戸地方裁判所日立支部

令和7年(フ)第921号

さいたま市緑区大字三室1517番地1 サンラ
イズ宿中203
債務者 堀内 洋幸

- 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第967号

さいたま市西区大字指扇3342番地9、旧住所
横浜市保土ケ谷区東川島町44番地25 ユナイ
ト西谷スーパーパンプキン201号
債務者 大川 雄暉

- 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第1031号

さいたま市岩槻区大字南辻17番地5 ケア
ガーデン岩槻II、旧住所さいたま市北区土呂
町2丁目67番地3 小島第3ハイツ102
債務者 仙波正一郎

- 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第1078号 埼玉県川口市大字新堀259番地の5 債務者 名城 聖月(旧姓比嘉) 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第215号 埼玉県深谷市田中743番地1 こいち深谷 債務者 五十嵐恒哉 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで さいたま地方裁判所熊谷支部	1 決定年月日時 令和7年7月7日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで 名古屋地方裁判所豊橋支部	令和7年(フ)第525号 北九州市小倉南区長行西1丁目11番11号 (203)、前住所北九州市小倉南区長行西1丁目11番11号(101) 債務者 嘉陽 巧 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年(フ)第464号 埼玉県川越市大字笠幡2745番地123 債務者 三井 良 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで さいたま地方裁判所川越支部	令和7年(フ)第227号 埼玉県熊谷市曙町3丁目53番地2 ケアトラスト一期の家熊谷曙町 債務者 伊藤 昭弘 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで さいたま地方裁判所熊谷支部	1 決定年月日時 令和7年7月7日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで 神戸地方裁判所社支部	令和7年(フ)第90号 北海道帯広市西13条南39丁目1番12号 ハイツセセラギD号室 債務者 小林 弘和 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで 釧路地方裁判所帯広支部破産係
令和7年(フ)第183号 埼玉県羽生市北1丁目17-17ミランダ イーゼル103、住民票上の住所北海道札幌市北区太平2条3丁目1番31号 ウイングコート203号 債務者 佐藤 正志 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで さいたま地方裁判所熊谷支部	令和7年(フ)第370号 静岡市清水区船越3丁目12番20号 サン・ジュアン船越204号 債務者 久野 志騎 1 決定年月日時 令和7年7月4日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで 静岡地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年7月7日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで 神戸地方裁判所社支部	令和7年(フ)第92号 北海道河西郡芽室町東10条9丁目1番地14 V111a弥生東III-A 債務者 川本 晴美 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで 釧路地方裁判所帯広支部破産係
令和7年(フ)第210号 埼玉県深谷市西大沼406番地 レオパレスドゥジェーム105号 債務者 小島 良和 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで さいたま地方裁判所熊谷支部	令和7年(フ)第374号 静岡市葵区新聞2526番地 債務者 久保田泰弘 1 決定年月日時 令和7年7月4日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで 静岡地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年7月7日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	令和7年(フ)第499号 北九州市小倉南区大字呼野131番地3 債務者 一柳 忠 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで 神戸地方裁判所社支部
令和7年(フ)第210号 埼玉県深谷市西大沼406番地 レオパレスドゥジェーム105号 債務者 小島 良和 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで さいたま地方裁判所熊谷支部	令和7年(フ)第504号 福岡県中間市岩瀬2丁目11番37号 債務者 石田 文子 1 決定年月日時 令和7年7月4日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで 静岡地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年7月7日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	令和7年(フ)第46号 群馬県桐生市相生町2丁目915番地の12 ハイムKITA2号室、前住所群馬県渋川市半田856番地1 債務者 高橋 寛武 1 決定年月日時 令和7年7月8日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで 前橋地方裁判所桐生支部

令和7年(フ)第1416号 横浜市南区陸町1丁目27番地 民衆館303 債務者 新名 直征 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年7月7日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年7月4日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月7日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1610号 横浜市緑区北八朔町60番地22 ビリオンハイバーV 203 債務者 吉田 綾子 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年7月8日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで 山口地方裁判所周南支部	1 決定年月日時 令和7年7月4日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで 鹿児島地方裁判所名瀬支部2係	1 決定年月日時 令和7年7月7日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月19日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第740号 京都市右京区宇多野御池町28番地の18 債務者 橋口 浩子 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年7月4日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係	1 決定年月日時 令和7年7月4日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月2日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年7月7日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月7日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第753号 京都市下京区西七条南衣田町12番地 ピノーフ 藤喜302号 債務者 中村 淳子 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年7月4日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係	1 決定年月日時 令和7年7月4日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月2日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年7月7日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月7日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第759号 京都市山科区栗栖野打越町17番地11 劝修寺第一市営住宅2棟204号 債務者 前場喜久惠	1 決定年月日時 令和7年7月7日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年7月4日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで 鹿児島市吉野町3216番地379 ウエルヴィラ 吉野A棟101号、前住所鹿児島市坂之上7丁 目10番66号 債務者 渡邊 悠生	1 決定年月日時 令和7年7月4日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。

令和7年(フ)第4447号	東京都町田市小山町4313-1-302 債務者 郷田 早希 1 決定年月日時 令和7年7月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月9日午前11時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第4594号	東京都世田谷区奥沢2丁目2-18-201 債務者 井上 智子 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月9日午後2時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第4617号	東京都豊島区要町3丁目24-3-201 債務者 坂東 愛純 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月9日午後2時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第4621号	東京都杉並区上荻2丁目8-2-201 債務者 白澤 真和 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月9日午後10時30分 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4636号	東京都板橋区富士見町33-11-308、住民票上の住所東京都大田区東矢口1丁目9-17 債務者 齋藤 紀子(旧姓渡辺) 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月9日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第4559号	東京都文京区本駒込1丁目10-9-101 債務者 吉地 憲子 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月16日午前11時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第4592号	東京都江東区塩浜2丁目5-15 新塩崎荘 債務者 管部 照男 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月16日午後2時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第4512号	東京都中野区弥生町1丁目50-9-201 債務者 奥村 雪花(旧姓石塚) 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月30日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部

破産手続終結及び免責許可決定	令和6年(フ)第206号	熊本市南区城南町沈目646番地 アクアB棟105、軒入前住所熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼5番地 菊陽の杜 1004号 破産者 廣瀬 和子 1 決定年月日 令和7年7月4日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和6年(フ)第586号	熊本市中央区壺川2丁目1番41-2号 破産者 岩見龍二郎 1 決定年月日 令和7年7月4日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	令和6年(フ)第201号 滋賀県近江八幡市若宮町191番地1 破産者 林 洋二 1 決定年月日 令和7年7月7日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所豊橋支部
令和6年(フ)第1589号	埼玉県桶川市西2丁目4番27号 破産者 金城 勉 1 決定年月日 令和7年7月7日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和6年(フ)第257号 徳島県阿波市市場町香美字原田152番地 破産者 両橋 佳織 1 決定年月日 令和7年7月7日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 徳島地方裁判所民事部
令和6年(フ)第1767号	埼玉県上尾市弁財2丁目6番23号 破産者 山崎幸二郎 1 決定年月日 令和7年7月7日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和6年(フ)第22号 愛媛県宇和島市保田甲1158番地1 破産者 増田 吉昭 1 決定年月日 令和7年7月7日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 松山地方裁判所宇和島支部

令和6年(フ)第410号	神奈川県綾瀬市上土棚南1丁目4番26号 工 バーグリーン101 破産者 青木 誠 1 決定年月日 令和7年7月8日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第2504号	北海道小樽市東雲町1-19 アムス海宝樓 602、住民票上の住所神奈川県藤沢市片瀬2 丁目21番3号 破産者 笹田 潤 1 決定年月日 令和7年7月8日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第585号	横浜市港南区日野南6丁目24番10号 破産者 渡邊 瑞 1 決定年月日 令和7年7月8日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第67号	岐阜県安八郡神戸町大字丈六道318番地の3 破産者 田宮 恒司 1 決定年月日 令和7年7月8日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和6年(フ)第3119号	大阪市東淀川区下新庄6丁目3番C-106号、 前住所大阪府守口市大庭町2丁目2番11号 破産者 増田 勇 1 決定年月日 令和7年7月8日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
破産債権の届出期間及び一般調査期日	
令和5年(フ)第1号	静岡市葵区北安東1丁目22番27号 破産者 株式会社フロンティア 1 破産債権の届出期間 令和7年8月1日まで 2 一般調査期日 令和7年10月1日午前10時20分 令和7年7月4日
	静岡地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第14号	大阪市北区天満橋1丁目4番16号 クレール 東天満 701号室 破産者 武 豪太 1 破産債権の届出期間 令和7年8月7日まで 2 一般調査期日 令和7年9月25日午後2時40分 令和7年7月7日
	大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第15号	兵庫県宝塚市泉ガ丘12番30号 破産者 株式会社Japan Connect ies 1 破産債権の届出期間 令和7年8月7日まで 2 一般調査期日 令和7年9月25日午後2時40分 令和7年7月7日
	大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第106号	熊本市北区鶴羽田4丁目8番5号 スワンB 103号室、住民票上の住所熊本市西区八島2 丁目8番5-302号 県営八島団地 (転入 前住所) 熊本県宇土市赤瀬町93番地 破産者 折戸 尚代
	大阪地方裁判所第6民事部

令和5年(フ)第411号	和歌山市屋形町3丁目24番地 破産者 株式会社サンフレックス 1 破産債権の届出期間 令和7年9月14日まで 2 一般調査期日 令和7年11月6日午前11時 令和7年7月7日
破産債権の届出期間及び一般調査期間	
令和6年(フ)第406号	宮崎市宮崎駅東2丁目4番地14 ヴィラージュMⅢ201号 破産者 黒木 達也 1 破産債権の届出期間 令和7年8月8日まで 2 一般調査期間 令和7年9月16日から令和7 年9月24日まで 令和7年7月8日 宮崎地方裁判所破産係
	書面による計算報告
	次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。
令和7年(フ)第42号	宮崎県東諸県郡国富町大字三名4024番地1 破産者 株式会社おそうじがんばり隊 異議申述期間 令和7年8月19日まで 令和7年7月8日 宮崎地方裁判所破産係
令和7年(フ)第51号	宮崎県東臼杵郡門川町西栄町4丁目20番地 破産者 香山 勇二 異議申述期間 令和7年8月19日まで 令和7年7月8日 宮崎地方裁判所延岡支部
	小規模個人再生による再生手続き開始
令和7年(再イ)第51号	埼玉県所沢市小手指町4丁目11番地の14 パークハイツ小手指403 再生債務者 平田 恵介 1 決定年月日時 令和7年7月3日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債務の届出期間 令和7年7月24日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月4日から令 和7年8月13日まで さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(再イ)第5号
埼玉県狭山市新狭山3丁目10番地の15クロノ
ス新狭山407(前住所) 同市入間川2-7-
49ロータリーライフ狭山405
再生債務者 新井 俊哉

1 決定年月日時 令和7年7月3日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月24日まで
4 一般異議申述期間 令和7年8月4日から令和7年8月13日まで

さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(再イ)第6号
埼玉県所沢市東所沢和田3丁目11番地の34
光プラザ305
再生債務者 塚越謙太郎

1 決定年月日時 令和7年7月3日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月24日まで
4 一般異議申述期間 令和7年8月4日から令和7年8月13日まで

さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(再イ)第7号
埼玉県川口市大字里1466番地の6
再生債務者 森泉 洋介

1 決定年月日時 令和7年7月4日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月25日まで
4 一般異議申述期間 令和7年8月8日から令和7年8月15日まで

さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第5号
静岡市清水区下野町10番12号
再生債務者 松永 辰弥

1 決定年月日時 令和7年7月4日午後1時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月25日まで
4 一般異議申述期間 令和7年8月4日から令和7年8月15日まで

静岡地方裁判所民事第2部

令和6年(再イ)第8号
埼玉県春日部市小渕1158番地3
再生債務者 大島 洋子

1 決定年月日時 令和7年7月7日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月28日まで
4 一般異議申述期間 令和7年8月12日から令和7年8月21日まで

さいたま地方裁判所越谷支部再生係

令和7年(再イ)第6号

岐阜県安八郡安八町南條627番地
再生債務者 水谷 潤

1 決定年月日時 令和7年7月7日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月28日まで
4 一般異議申述期間 令和7年8月4日から令和7年8月12日まで

岐阜地方裁判所大垣支部

令和7年(再イ)第111号

名古屋市西区児玉3丁目15番14号
再生債務者 磯部 秀男

1 決定年月日時 令和7年7月7日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月28日まで
4 一般異議申述期間 令和7年8月4日から令和7年8月12日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第168号

愛知県尾張旭市旭前町3丁目6番地2 プレイズ旭前603号
再生債務者 石田 隼大

1 決定年月日時 令和7年7月7日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月28日まで
4 一般異議申述期間 令和7年8月4日から令和7年8月12日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第30号

愛知県碧南市城山町4丁目20番地7
再生債務者 千原 祐一

1 決定年月日時 令和7年7月7日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月28日まで
4 一般異議申述期間 令和7年8月4日から令和7年8月12日まで

名古屋地方裁判所岡崎支部

令和7年（再イ）第43号
愛知県碧南市神有町1丁目40番地8
再生債務者 伊藤友実好

- 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月28日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月4日から令和7年8月12日まで

名古屋地方裁判所岡崎支部

令和7年（再イ）第32号
兵庫県西宮市枝川町12番33-409号
再生債務者 山本亜希美

- 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月28日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月4日から令和7年8月18日まで

神戸地方裁判所尼崎支部

令和7年（再イ）第24号
神奈川県平塚市出綱202番地の17
再生債務者 丹治 幹彦

- 1 決定年月日時 令和7年7月8日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月29日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月12日から令和7年8月19日まで

横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和7年（再イ）第21号
岡山県倉敷市黒崎471番地2
再生債務者 三井 恭平

- 1 決定年月日時 令和7年7月8日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月29日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月12日から令和7年8月21日まで

岡山地方裁判所倉敷支部

令和7年（再イ）第22号
岡山県倉敷市黒崎471番地2
再生債務者 三井 祐

1 決定年月日時 令和7年7月8日午前10時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月29日まで
4 一般異議申述期間 令和7年8月12日から令和7年8月21日まで

岡山地方裁判所倉敷支部

令和7年(再イ)第230号

東京都板橋区蓮根2-27-25-602
再生債務者 関川 礼子
1 決定年月日時 令和7年7月4日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年8月1日まで
4 一般異議申述期間 令和7年8月15日から令和7年9月5日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第257号

神奈川県横浜市中区立野36-11
再生債務者 中津川大輝
1 決定年月日時 令和7年7月4日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年8月1日まで
4 一般異議申述期間 令和7年8月15日から令和7年9月5日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第68号

神戸市東灘区向洋町5丁目1番地 524号
棟411号室
再生債務者 酒井 敏男
1 決定年月日時 令和7年7月4日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年8月1日まで
4 一般異議申述期間 令和7年8月8日から令和7年8月22日まで

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

令和7年(再イ)第22号

鹿児島市照国町17番2号 第3鶴丸ハイツ
506号
再生債務者 平 俊道
1 決定年月日時 令和7年7月4日午後4時30分
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年8月1日まで
4 一般異議申述期間 令和7年8月15日から令和7年8月22日まで

鹿児島地方裁判所民事第3部再生係

令和7年(再イ)第1号

埼玉県東松山市大字岩殿249番地3 ポート
11 105号室

再生債務者 森 栄二

- 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月18日から令和7年9月8日まで

さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年(再イ)第252号

東京都品川区西五反田6-25-2-1003

再生債務者 向田 晃章

- 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月18日から令和7年9月8日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第288号

東京都足立区青井4-14-9-601

再生債務者 久保木聖也

- 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月18日から令和7年9月8日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第291号

東京都青梅市長淵4-371-1 ドエルパーク1 103

再生債務者 浅野 大輔

- 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月18日から令和7年9月8日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第23号

川崎市川崎区中島2丁目20番10-1号

再生債務者 高橋 美咲

- 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月18日から令和7年9月1日まで

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(再イ)第1号

長野県駒ヶ根市東伊那2327番地

再生債務者 市村 俊晴

- 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月18日から令和7年9月8日まで

長野地方裁判所伊那支部

令和7年(再イ)第25号

三重県鈴鹿市東玉垣町558番地の8

再生債務者 山崎 亮

- 1 決定年月日時 令和7年7月7日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月12日から令和7年8月25日まで

津地方裁判所再生係

令和7年(再イ)第63号

京都府木津川市城山台1丁目27番地3 サンシャインフジIV202

再生債務者 橋野かずみ

- 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月12日から令和7年8月21日まで

京都地方裁判所第5民事部再生係

令和7年(再イ)第6号

兵庫県豊岡市昭和町7番33号

再生債務者 飯田真由美

- 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月12日から令和7年8月25日まで

神戸地方裁判所豊岡支部再生係

令和6年(再イ)第54号

和歌山県海南市大野中474番地56

再生債務者 尾西 正平

- 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後1時30分

- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月12日から令和7年9月1日まで

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(再イ)第11号

和歌山市吉田96番地10 サンライズマンション和歌山1-501号

再生債務者 鹿児島明徳

- 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後1時30分

- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月12日から令和7年8月25日まで

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(再イ)第28号

和歌山市島橋東ノ丁12番21号

再生債務者 K9こと 越智 孝

- 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後1時30分

- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月12日から令和7年8月25日まで

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(再イ)第1号

熊本市東区江津3丁目7番51号

再生債務者 段下圭一郎

- 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後1時

- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月18日から令和7年8月25日まで

熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(再イ)第12号

熊本市北区龍田陳内3丁目6番13-1307号

ハウベストマンショングリーンヒル1307

再生債務者 山口 善久

- 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月25日から令和7年9月1日まで

熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(再イ)第1号

鹿児島県枕崎市立神北町188番地1

再生債務者 新村 一哉

- 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後3時

- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月18日から令和7年8月25日まで

鹿児島地方裁判所知覧支部

令和7年(再イ)第28号

東京都八王子市寺町1番地2リビオレゾン八王子レジデンス1404号

再生債務者 大橋 実穂

- 1 決定年月日時 令和7年7月8日午前10時

- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月19日から令和7年9月9日まで

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(再イ)第53号

東京都東村山市恩多町4丁目37番地31

再生債務者 尾崎 元重

- 1 決定年月日時 令和7年7月8日午前10時

- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月19日から令和7年9月9日まで

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(再イ)第39号

新潟市東区材木町2番48号13

再生債務者 渡邊 雄斗

- 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後3時

- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月19日から令和7年9月9日まで

新潟地方裁判所民事部

令和7年（再イ）第11号 三重県度会郡度会町注連指1187番地1 再生債務者 中山 祐輔 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月12日から令和7年8月26日まで 津地方裁判所伊勢支部再生係	1 決定年月日時 令和7年7月8日午後1時30分 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月19日から令和7年8月27日まで 宮崎地方裁判所民事部個人再生係 小規模個人再生による書面決議に付する決定 令和6年（再イ）第26号 茨城県筑西市甲315番地3 クローバーハイツ本城102 再生債務者 中野 浩明（旧姓塚越） 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月3日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月22日まで 令和7年7月8日 水戸地方裁判所下妻支部	令和7年（再イ）第50号 千葉県八千代市高津1192番地4 再生債務者 西野 佑 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月16日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月24日まで 令和7年7月7日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	令和6年（再イ）第31号 三重県松阪市五主町1234番地44 再生債務者 松井 孝弘 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月25日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月28日まで 令和7年7月7日 津地方裁判所再生係
令和7年（再イ）第4号 京都府南丹市日吉町胡麻ミロク83番地19 再生債務者 こうしん電気こと 近田 幸伸 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月12日から令和7年8月22日まで 京都地方裁判所園部支部再生係	令和6年（再イ）第40号 東京都大田区大森南1-18-3-506 再生債務者 河野加奈子 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月3日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月24日まで 令和7年7月7日 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（再イ）第40号 東京都大田区大森南1-18-3-506 再生債務者 河野加奈子 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月3日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月24日まで 令和7年7月7日 東京地方裁判所民事第20部	令和6年（再イ）第7号 大分市大字迫875番1号 コーポ森田102号室 (住民票上の住所) 大分県豊後大野市大野町田中211番地 再生債務者 五郡 雅人 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月2日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月28日まで 令和7年7月7日 大分地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年（再イ）第5号 京都府亀岡市大井町小金岐北浦28番地 再生債務者 嶋本 英寛 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月12日から令和7年8月22日まで 京都地方裁判所園部支部再生係	令和7年（再イ）第5号 茨城県古河市大和田2144番地22 再生債務者 関 誠 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月4日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月22日まで 令和7年7月8日 水戸地方裁判所下妻支部	令和7年（再イ）第5号 東京都目黒区平町2-23-20 たすきCRA S S O都立大学B棟201 再生債務者 中田 ゆき 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月3日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月24日まで 令和7年7月7日 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（再イ）第2号 大分県日田市大字三和180-1 レオパレスYOSHIDA part II 103号 (住民票) 宮城県名取市飯野坂4丁目3番1-103号ルタングールドR3 再生債務者 鮎川 裕之 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月22日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月28日まで 令和7年7月7日 大分地方裁判所日田支部
令和7年（再イ）第20号 高知市高須新木7番27号 レオパレスウェルカム206 再生債務者 岡村 里美 1 決定年月日時 令和7年7月8日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月12日から令和7年8月26日まで 高知地方裁判所民事部個人再生係	令和7年（再イ）第60号 東京都墨田区押上1-17-5-702 再生債務者 田中 祥子 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月24日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月22日まで 令和7年7月4日 東京地方裁判所民事第20部	令和6年（再イ）第90号 埼玉県北葛飾郡杉戸町大字木野川462番地384 再生債務者 加藤 敏江 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月2日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月28日まで 令和7年7月7日 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（再イ）第12号 東京都昭島市宮沢町1丁目17番11号 再生債務者 鈴木 康之 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月13日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月29日まで 令和7年7月8日 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年（再イ）第22号 宮崎市大字細江3376番地10 再生債務者 竹田 和史	令和7年（再イ）第31号 千葉市稲毛区長沼原町317番地1 ヴィルフォーレ稲毛6番館903号 再生債務者 杉本幸一郎 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月1日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月24日まで 令和7年7月7日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	令和6年（再イ）第19号 長野県佐久市長土呂1037番地12 再生債務者 高畠 真理 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月18日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月28日まで 令和7年7月7日 長野地方裁判所佐久支部	令和7年（再イ）第12号 三重県龜山市阿野田町815番地2 リバーサイド宝生1 4C号 再生債務者 菊池 翔 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月30日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月29日まで 令和7年7月8日 津地方裁判所再生係

令和7年（再イ）第39号 札幌市北区百合が原5丁目1番1—203号 再生債務者 德正 一仁 1 決議に対する再生計画案 令和7年6月25日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 4日まで 令和7年7月7日 札幌地方裁判所民事第4部	1 決議に対する再生計画案 令和7年6月17日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 4日まで 令和7年7月7日 大阪地方裁判所第6民事部 令和7年（再イ）第31号 大阪府松原市東新町3丁目2番32—308号 再生債務者 黒崎 博之 1 決議に対する再生計画案 令和7年6月18日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 4日まで 令和7年7月7日 大阪地方裁判所堺支部個人再生係 令和6年（再イ）第43号 沖縄県那覇市繁多川1丁目19番28—101号 津覇アパート 再生債務者 花城 彩音 1 決議に対する再生計画案 令和7年6月18日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 4日まで 令和7年7月7日 那覇地方裁判所民事第3部 令和7年（再イ）第80号 札幌市中央区北9条西19丁目35番地 インペ リアルワタナベ400号 再生債務者 三浦 元 1 決議に対する再生計画案 令和7年6月25日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 5日まで 令和7年7月8日 札幌地方裁判所民事第4部 令和7年（再イ）第33号 埼玉県川越市新宿町6丁目23番地9 再生債務者 小山 晴代 1 決議に対する再生計画案 令和7年7月2日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 5日まで 令和7年7月8日 さいたま地方裁判所川越支部 令和7年（再イ）第1号 佐賀県唐津市鏡新聞102番地3 再生債務者 山口 英次	1 決議に対する再生計画案 令和7年6月9日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 5日まで 令和7年7月8日 佐賀地方裁判所唐津支部 令和7年（再イ）第3号 佐賀県東松浦郡玄海町大字有浦下4397番地 再生債務者 青木 積 1 決議に対する再生計画案 令和7年6月27日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 5日まで 令和7年7月8日 佐賀地方裁判所唐津支部 令和6年（再イ）第85号 兵庫県尼崎市東大物町2丁目4番17号 再生債務者 藤原 常治 1 決議に対する再生計画案 令和7年6月12日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月28日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 28日まで 令和7年7月7日 神戸地方裁判所尼崎支部 令和7年（再イ）第16号 兵庫県西宮市西宮浜4丁目8番7—503号(前 住所) 神戸市東灘区住吉山手7丁目2番3— 207号 再生債務者 一本 辰行 1 決議に対する再生計画案 令和7年6月12日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月28日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 28日まで 令和7年7月7日 神戸地方裁判所尼崎支部 令和7年（再イ）第11号 岡山県真庭市宮地1260番地1 再生債務者 森岡慎太郎 1 決議に対する再生計画案 令和7年5月22日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月28日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 28日まで 令和7年7月7日 岡山地方裁判所倉敷支部 令和7年（再イ）第9号 新潟県長岡市西津町2623—1 メゾンニュー アール105 再生債務者 木村 薫 1 決議に対する再生計画案 令和7年6月13日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月29日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 29日まで 令和7年7月8日 新潟地方裁判所長岡支部再生係 令和6年（再イ）第38号 徳島県徳島市川内町榎瀬792番地の1 リブ ライフ川内A103 再生債務者 新居 咲帆 1 決議に対する再生計画案 令和7年7月4日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月29日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 5日まで 令和7年7月8日 徳島地方裁判所民事部 令和7年（再イ）第5号 福岡県宮若市本城461番地 (メゾンエクサラ ンA—202) 再生債務者 河本 浩三 1 決議に対する再生計画案 令和7年6月26日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月29日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 29日まで 令和7年7月8日 福岡地方裁判所直方支部 令和6年（再イ）第40号 長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷879番地8 再生債務者 湯川 学 1 決議に対する再生計画案 令和7年6月26日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月29日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 29日まで 令和7年7月8日 長崎地方裁判所民事部個人再生係
---	---	---

令和7年（再イ）第25号 広島県東広島市西大沢1丁目21番16号 再生債務者 元川 隆二 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月21日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8月4日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月4日まで 令和7年7月7日 広島地方裁判所民事第4部	1 主文 本件再生手続を廃止する。 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法237条1項に定める事由がある。 令和7年7月7日 鹿児島地方裁判所民事第3部再生係	令和7年（再イ）第1号 佐賀県杵島郡江北町大字山口4406番地6 再生債務者 副島 雄貴 1 主文 本件再生手続を廃止する。 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法237条1項に定める事由がある。 令和7年7月8日 佐賀地方裁判所武雄支部破産再生係 給与所得者等再生による再生手續開始	令和7年（再口）第2号 熊本県上益城郡益城町大字小池2452番地2 再生債務者 岩崎 佑紀 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後1時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手續を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月4日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月25日から令和7年9月1日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	令和7年（再口）第1号 大分県国東市国東町来浦1408番地 再生債務者 齊藤みさお 1 決定年月日時 令和7年7月8日午前10時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手續を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月19日から令和7年9月9日まで 大分地方裁判所杵築支部再生係 給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取	令和6年（再口）第7号 熊本市中央区魚屋町1丁目30番地1 再生債務者 増永 香奈 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年6月12日付け再生計画案 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由 3 2の書面の提出期間 令和7年7月29日まで 令和7年7月8日 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年（再イ）第21号 愛媛県松山市東石井3丁目5番19号 再生債務者 高市 聰司 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月27日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8月5日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月5日まで 令和7年7月8日 松山地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年7月3日午後5時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手續を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月24日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月4日から令和7年8月13日まで さいたま地方裁判所川越支部	令和7年（再口）第8号 埼玉県飯能市山手町20番3号 ハイム山ノ手301 再生債務者 佐野 昌生 1 決定年月日時 令和7年7月3日午後5時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手續を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月24日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月4日から令和7年8月13日まで さいたま地方裁判所川越支部	令和7年（再口）第10009号 東京都江戸川区松江1-22-2 再生債務者 小宮 淑子 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年6月17日付け再生計画案 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由 3 2の書面の提出期間 令和7年7月22日まで 令和7年7月4日 東京地方裁判所民事第20部	令和6年（再口）第2号 北海道旭川市秋月2条2丁目2番14号 再生債務者 河地 英樹 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年7月2日付け再生計画案 2 書面で意見を述べ POSSIBILITY 事項 民事再生法241条2項各号に定める事由 3 2の書面の提出期間 令和7年7月29日まで 令和7年7月8日 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	令和6年（再口）第2号 北海道旭川市秋月2条2丁目2番14号 再生債務者 河地 英樹 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年7月2日付け再生計画案 2 書面で意見を述べ possibilità 事項 民事再生法241条2項各号に定める事由 3 2の書面の提出期間 令和7年7月29日まで 令和7年7月8日 旭川地方裁判所民事部 給与所得者等再生による再生計画認可
令和7年（再イ）第11号 神戸市西区学園東町1丁目1番地 101-311号 再生債務者 兼重 敏之 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月24日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8月7日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月7日まで 令和7年7月8日 松山地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年7月4日午後1時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手續を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月1日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月15日から令和7年8月29日まで 大分地方裁判所日田支部	令和7年（再口）第1号 大分県日田市清岸寺町1024番地15（住民票上の住所）大分県日田市大字渡里1024番地15 再生債務者 平林 雄一 1 決定年月日時 令和7年7月4日午後1時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手續を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月1日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月15日から令和7年8月29日まで 大分地方裁判所日田支部	令和7年（再口）第2号 秋田県男鹿市船川港船川字小沢田146番地103 再生債務者 菅原 準 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年6月23日付け再生計画案 2 書面で意見を述べ possibilità 事項 民事再生法241条2項各号に定める事由 3 2の書面の提出期間 令和7年7月29日まで 令和7年7月8日 秋田地方裁判所民事第2部	令和5年（再口）第4号 静岡県富士市松岡1217-2 レオパレスカーサ ドマーンⅡ117号 再生債務者 重光 彰 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月8日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月8日 静岡地方裁判所富士支部破産係	令和6年（再口）第4号 茨城県北茨城市平潟町746番地50 再生債務者 渡邊 真司 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年6月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月2日 水戸地方裁判所日立支部
令和7年（再イ）第12号 静岡市清水区折戸2丁目6番1号 再生債務者 中村あかね 1 主文 本件再生手続を廃止する。 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法237条1項に定める事由がある。 令和7年7月7日 静岡地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年7月7日午後4時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手續を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月4日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月15日から令和7年8月29日まで 北九州市門司区大字伊川683番地3 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	令和7年（再口）第3号 北九州市八幡西区永犬丸3丁目14番5号(E-102) 再生債務者 中尾 真一 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後4時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手續を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月4日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月15日から令和7年8月29日まで 北九州市門司区大字伊川683番地3 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	令和7年（再口）第2号 秋田地方裁判所民事第2部	令和6年（再口）第4号 茨城県北茨城市平潟町746番地50 再生債務者 渡邊 真司 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年6月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月2日 水戸地方裁判所日立支部	
令和7年（再イ）第70号 鹿児島市西田1-12-3-603、(住民票上の住所)福岡市南区大橋2丁目17番5-1401号 L1BTH大橋 再生債務者 柏田 晃					

令和7年(再口) 第1号 宮城県気仙沼市九条398-1 小山アパート 2号(住民票上の住所) 宮城県気仙沼市長磯 赤貝1番地27 再生債務者 吉田 謙 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月2日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。	なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。 (甲) 掲載紙 官報 掲載の日付 令和七年六月四日 掲載頁 一一二頁(号外第一二二三回)	令和7年七月十六日 京都府中京区壬生坊城町一一番地の (甲) グリッド株式会社 代表取締役 大中 忠生 京都市中京区壬生坊城町一一番地の (乙) 株式会社川部 代表取締役 田中 佑樹 (丙) 株式会社野村 代表取締役 田中 佑樹 合併公告 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。	組織変更公告 当組合は、令和七年七月五日開催の総会の決議により、株式会社に組織変更するにいたしました。令和七年七月十六日 長野県安曇野市穂高有明三六一八番地四 有限会社大和商事 代表取締役 野村 光雄
令和6年(再口) 第20号 札幌市中央区南2条20丁目2番22号 円山 裏参道スクエア503号室 再生債務者 尾方 賢輔 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月3日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。	合併公扱 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。	令和7年七月十七日 東京都港区東麻布一丁目九番一五号 (乙) 株式会社ライトイハウススマイル 代表取締役 上野 研統 合併公扱 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。	組織変更公告 当組合は、株式会社に組織変更するにいたしました。組織変更後の商号は株式会社ポアンカレアーム フィアーム 理事 藤原 竜一 事務所に備え置いております。
令和7年7月7日 札幌地方裁判所民事第4部 給与所得者等再生による再生 計画取消	合併公扱 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。	令和7年七月十七日 東京都港区西中島六丁目三番一四号 (甲) 株式会社ジジネスブレー 代表取締役 杉浦 稔之 合併公扱 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。	組織変更公告 当社は、株式会社に組織変更するにいたしました。組織変更後の商号は株式会社ポアンカレアーム フィアーム 理事 藤原 竜一 事務所に備え置いております。
令和元年(再口) 第6号 鹿児島市西千石町12-14 日進ビル 303号、 認可決定時の住所鹿児島市南林寺町29番11号 ダイムIV 701号 再生債務者 濱田 雪士(旧姓日高) 1 主文 本件再生計画を取り消す。 2 理由の要旨 令和2年4月3日に認可した再生計画には、民事再生法189条1項2号に定める事由がある。	合併公扱 左記法人は、合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。	令和七年七月十六日 長野県上高井郡小布施町大字雁田三六一番地一 (甲) DMノバフォーム株式会社 代表取締役 塩崎 英輔 合併公扱 左記法人は、合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。	組織変更公告 当社は、株式会社に組織変更するにいたしました。組織変更後の商号は株式会社ゲーテルとします。組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和7年7月4日 鹿児島地方裁判所民事第3部再生係 合併公扱 左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することになりました。	合併公扱 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。	令和七年七月十六日 福岡市博多区博多駅中央街五番五一号 (甲) 株式会社ジジネスブレー 代表取締役 加地 倫文 合併公扱 左記法人は、合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。	組織変更公告 当社は、株式会社に組織変更するにいたしました。組織変更後の商号は株式会社ゲーテルとします。組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
新設分割公扱 商事(埼玉県所沢市本郷一〇八六番地の九)に対し、当社の飲食店事業に関する権利義務を承継するにいたしましたので公告します。	新設分割公扱 当社は、新設分割により新設する株式会社野村	令和七年七月十六日 岡山市北区大元駅前二番五七号 (甲) 社会医療法人創和会 理事長 重井 文博 組織変更公扱 当社は、株式会社に組織変更するにいたしました。	組織変更公扱 当社は、株式会社に組織変更するにいたしました。組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
合併公扱 左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することになりました。	合併公扱 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。	令和七年七月十六日 埼玉県児玉郡上里町大字七本木二四六七番地七 (甲) 合同会社ゲーテル 代表社員 飯田 麻理 合併公扱 左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することになりました。	組織変更公扱 当社は、株式会社に組織変更するにいたしました。組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
新設分割公扱 商事(埼玉県所沢市本郷一〇八六番地の九)に対し、当社の飲食店事業に関する権利義務を承継するにいたしましたので公告します。	新設分割公扱 当社は、新設分割により新設する株式会社野村	令和七年七月十六日 埼玉県東松山市下唐子一二〇一一二 F.Kサービス合同会社 代表社員 福島 将一	組織変更公扱 当社は、株式会社に組織変更するにいたしました。組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年七月十六日

千葉県山武郡横芝光町尾垂イ三五二三番地
二三七 合同会社バス

代表社員 可香 庄吾
代表社員 可香 庄吾

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年七月十六日

千葉県鎌ヶ谷市中央二丁目二三番五号
合同会社Make Sense

代表社員 石森 寛隆
代表社員 石森 寛隆

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年七月十六日

千葉県鎌ヶ谷市平井六丁目四七一三
ライフケア平井合同会社

代表社員 林 文博
代表社員 林 文博

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年七月十六日

東京都江戸川区平井六丁目四七一三
ライフケア平井合同会社

代表社員 林 文博
代表社員 林 文博

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年七月十六日

東京都台東区寿二丁目三番三一一二〇三号
リトルノ合同会社

代表社員 松藤 祐吾
代表社員 松藤 祐吾

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年七月十六日

大阪市西立堀一丁目二番一四号（八階）
GZ I 合同会社

代表社員 姚 幸子
代表社員 姚 幸子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年七月十六日

和歌山県橋本市東家四丁目一七一三
合同会社LOVE AND COMEDY

代表社員 奥村 美貴
代表社員 奥村 美貴

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百七十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年七月十六日

北海道美唄市字茶志内九七番地二二
合同会社なかむらえふろん俱楽部

代表社員 加藤 明美
代表社員 加藤 明美

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年七月十六日

北海道美唄市字茶志内九七番地二二
合同会社なかむらえふろん俱楽部

代表社員 加藤 明美
代表社員 加藤 明美

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億一千二百二十二万五千円、資本準備金の額を二億一千九百六十七万五千円減少し、それぞれ一千円、二百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年七月十六日

北海道美唄市字茶志内九七番地二二
合同会社なかむらえふろん俱楽部

代表社員 加藤 明美
代表社員 加藤 明美

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億一千五百六十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年七月十六日

北海道美唄市字茶志内九七番地二二
合同会社なかむらえふろん俱楽部

代表社員 加藤 明美
代表社員 加藤 明美

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年七月十六日

北海道美唄市字茶志内九七番地二二
合同会社なかむらえふろん俱楽部

代表社員 加藤 明美
代表社員 加藤 明美

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億一千九百六十七万五千円、資本準備金の額を二億一千五百十一円減少することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年七月十六日

北海道美唄市字茶志内九七番地二二
合同会社なかむらえふろん俱楽部

代表社員 加藤 明美
代表社員 加藤 明美

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十三億三千五百五十八万一千五百十一円減少することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年七月十六日

北海道美唄市字茶志内九七番地二二
合同会社なかむらえふろん俱楽部

代表社員 加藤 明美
代表社員 加藤 明美

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十三億三千五百五十八万一千五百十一円減少することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年七月十六日

北海道美唄市字茶志内九七番地二二
合同会社なかむらえふろん俱楽部

代表社員 加藤 明美
代表社員 加藤 明美

定款変更につき通知公告

当社は、令和7年八月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和7年七月十六日

岩手県釜石市大渡町一丁目五番八号
東陵総業株式会社

代表取締役 阿部 正喜
代表取締役 阿部 正喜

定款変更につき通知公告

当社は、令和7年八月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和7年七月十六日

岩手県釜石市大渡町一丁目五番八号
東陵総業株式会社

代表取締役 阿部 正喜
代表取締役 阿部 正喜

定款変更につき通知公告

当社は、令和7年八月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和7年七月十六日

岩手県釜石市大慈寺町一〇番三四号あさ開内
株式会社みちのくあかね会

代表取締役 横田比奈子
代表取締役 横田比奈子

定款変更につき通知公告

当社は、令和7年七月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和7年七月十六日

岩手県盛岡市大慈寺町一〇番三四号あさ開内
株式会社みちのくあかね会

代表取締役 横田比奈子
代表取締役 横田比奈子

限定期承認公告

本籍韓國（慶尚南道固城郡固城邑松鶴洞）、最後の住所東京都世田谷区世田谷一丁目三四番一号
被相続人 亡 李 德弘（通称 葉山 德弘）

右被相続人は令和六年十月十二日死亡し、その相続人は令和七年七月二日東京家庭裁判所にて限定期承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和7年七月十六日

新日本ホールディングス株式会社

代表取締役 磯野 英信
代表取締役 磯野 英信

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億一千五十七万五千円、資本準備金の額を二億一千八百二十万五千円減少し、それぞれ一千万円、二百五十万円とすることにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年七月十六日

大阪市西立堀一丁目二番一四号（八階）
GZ I 合同会社

代表社員 姚 幸子
代表社員 姚 幸子

定款変更につき通知公告

名古屋市南区上浜町二二五番地二
株式会社佐野塗工店

代表取締役 佐野 智正

当社は、令和七年八月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和7年七月十六日

名古屋市南区上浜町二二五番地二
株式会社佐野塗工店

代表取締役 佐野 智正

当社は、令和七年八月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和7年七月十六日

限定承認公	本籍神奈川県茅ヶ崎市南湖五丁目四二六三番地、最後の住所神奈川県茅ヶ崎市東海岸北四丁目一五番三五号 被相続人 亡 鳩川 昇	右被相続人は令和七年三月二十三日死亡し、その相続人は令和七年七月八日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和七年七月十六日	東京都世田谷区尾山台二丁目一一番一〇一 三〇一号 相続財産清算人 井上 貴子	令和七年七月十六日
限定承認公	本籍長野県大町市大町二二九九番地一、最後の住所神奈川県相模原市緑区中野一七八〇番地三双葉ハイツ一〇六号	被相続人 亡 瀧山美智代
右被相続人は令和七年三月二十八日死亡し、その相続人は令和七年七月七日横浜家庭裁判所相模原支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。	令和七年七月十六日	右被相続人は令和七年三月二十八日死亡し、その相続人は令和七年七月七日横浜家庭裁判所相模原支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

取得条項付新株予約権の取得及び取得日の通知公告	四七八 改正前欄 一 七 2.737	四八九 九 0.0238
当社は、左記のとおり、当社の取得条項付新株予約権を取得するにいたしましたので公告します。	一、取得する取得条項付新株予約権 第一回新株予約権	予約権を取得するにいたしましたので公告します。
二、取得の日 令和七年七月三十一日	令和七年七月三十一日	二、取得の日 令和七年七月三十一日
東京都千代田区有楽町一丁目五番二号 株式会社ゼウス・エンタープライズ 代表取締役 吉房 滋	東京都千代田区有楽町一丁目五番二号 株式会社ゼウス・エンタープライズ 代表取締役 吉房 滋	東京都千代田区有楽町一丁目五番二号 株式会社ゼウス・エンタープライズ 代表取締役 吉房 滋
確定給付企業年金の清算公	四九〇 八 0.0238 改正後欄 一 八 0.07097	四九〇 九 0.0238 改正後欄 一 八 0.07097
当社の規約型確定給付企業年金は、令和七年三月三十日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。	一、取得する取得条項付新株予約権 第一回新株予約権	予約権を取得するにいたしましたので公告します。
令和七年七月十六日	令和七年七月十六日	二、取得の日 令和七年七月三十一日
東京都港区虎ノ門二丁目一番一號 商船三井マリテックス株式会社 確定給付企業年金清算人 菊村 和男	東京都港区虎ノ門二丁目一番一號 商船三井マリテックス株式会社 確定給付企業年金清算人 菊村 和男	東京都港区虎ノ門二丁目一番一號 商船三井マリテックス株式会社 確定給付企業年金清算人 菊村 和男

正 話	五八七 九 0.4200 改正前欄 一〇 0.4315 改正後欄 一 0.4200 終りから入	五八八 九 0.3950 改正前欄 一〇 0.4200 改正後欄 一 0.3950 終りから入
ページ 段 行 説 正	五八八 九 0.3925 改正前欄 一〇 0.4150 改正後欄 一 0.3900 終りから入	五八九 九 0.3925 改正前欄 一〇 0.4150 改正後欄 一 0.3900 終りから入
令和六年七月二二二日(専外第百七十五号)公布総務省令第七十五号(普通交付税に関する省令の一部を改正する省令) (原稿誤り)	五八八 九 0.3925 改正前欄 一〇 0.4150 改正後欄 一 0.3900 終りから入	五八九 九 0.3925 改正前欄 一〇 0.4150 改正後欄 一 0.3900 終りから入
四五二 改正後欄 AU _n) ×AW ₄₅) +AV ₄₅)	五八八 九 0.3925 改正前欄 一〇 0.4150 改正後欄 一 0.3900 終りから入	五八九 九 0.3925 改正前欄 一〇 0.4150 改正後欄 一 0.3900 終りから入
右被相続人は令和七年三月二十二日頃死亡し、その相続人は令和七年六月二十七日神戸家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。	五八八 九 0.3925 改正前欄 一〇 0.4150 改正後欄 一 0.3900 終りから入	五八九 九 0.3925 改正前欄 一〇 0.4150 改正後欄 一 0.3900 終りから入
令和七年七月十六日	令和七年七月十六日	令和七年七月十六日
兵庫県神戸市中央区相生町一丁目一番一號 号神戸クロエビル七〇一號 ハーバーポート法律事務所	イ 令和5年度市場公募都市に係るも のの額に相当する額とし て総務大臣が通知した額	イ 令和5年度市場公募都市に係るも のの額に相当する額とし て総務大臣が通知した額
相続財産清算人 安川 史帆 代理人弁護士 藤本 尚道	イ 町村に係るもの の額に相当する額とし て総務大臣が通知した額	イ 町村に係るもの の額に相当する額とし て総務大臣が通知した額